

第五十五回国会 参議院 通信委員会 會議録 第五号

昭和四十二年四月十七日(月曜日)

午前十時四十六分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任 渋谷 邦彦君

補欠選任 和泉 寛君

四月三日

辞任 木村 陸男君

補欠選任 古池 信三君

出席者は左のとおり。

委員長 野上 元君  
理事 植竹 春彦君  
西村 尚治君  
森 勝治君

委員

谷村 貞治君  
鈴木 強君  
永岡 光治君  
光村 甚助君  
横川 正市君  
和泉 寛君

政府委員

郵政政務次官 田澤 吉郎君  
郵政大臣官房長 竹下 一記君  
郵政省監察局長 鶴岡 寛君  
郵政省郵務局長 曾山 克巳君  
郵政省人事局長 山本 博君  
郵政省経理局長 上原 一郎君

事務局側

常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

説明員

日本電信電話公社総裁 米沢 滋君  
日本電信電話公社副総裁 秋草 篤二君  
日本電信電話公社職員局長 遠藤 正介君  
日本電信電話公社営業局長 武田 輝雄君  
日本電信電話公社計画局長 井上 俊雄君  
日本電信電話公社施設局長 北原 安定君

本日の会議に付した案件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査  
(郵政事業の運営に關する件)  
(日本電信電話公社の運営に關する件)

○委員長(野上元君) ただいまから通信委員会を開会いたします。  
初めに、理事打合せの結果について御報告いたします。

本日の委員会は、郵政事業及び電気通信事業の運営に關し質疑を行なうこととなりましたので、御了承願います。

○委員長(野上元君) 初めに、委員の異動について御報告いたします。

三月三十一日、渋谷邦彦君が委員を辞任され、その補欠として和泉寛君が選任され、去る三日、木村陸男君が委員を辞任され、その補欠として古池信三君が選任されました。

○委員長(野上元君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○横川正市君 人事局長に先におつと二、三、それから郵務局長にも、初めに、上局に対して下部から業務報告に該当する報告が出されて、その報告が間違つた報告であつた場合、それぞれの担当局では、その間違つたものに対して間違つたところを、その間違つたものから調査といひますが、そういったことが通常行なわれておるわけですが、これはもう非常に概念的なものの言い方ですが、一般論として、下部からのいろいろな報告その他に基づいてその報告が間違つておるかどう

かという点について、上局では下部の実情調査というふうなものが常時行なわれているのかどうか、その点ひとつまずお伺いしたいと思います。  
○政府委員(曾山克巳君) 業務報告ということをごさいますので、郵便業務を扱っております郵務局長として最初に答弁させていただきます。

ただいま先生お尋ねの、規定上義務づけられておる諸報告面におきまして、現場機関等から郵政局に對し、さらに郵政局から本省等に対して報告が上がつてまいります場合には、当然、省といひましては、その内容は真実を記載し、また真実であると確信しておるものでございまして、したがって、具体的に先生お尋ねの案件につきましては、さうでない事実がございしましたならば、御指摘いただかしまして、私もまたそれを再調査するにやぶさかでございますし、また、再調査の結果、報告が故意にしろ、過失にしろ、あるいは不注意にしろ間違つておるという事実を発見しました場合には、これを矯正するにやぶさかでございます。

○横川正市君 報告が間違つておるかどうかというところを、その報告を全面的に信頼しているから間違つていないだらうというところで事務処理をしているだけではない、その間違つた報告がなされて

いるかどうかということについての實際上の調査というふうなものを行なうのかどうかということなんです。全く信頼しているのかどうかというところにもなるわけですがね。

○政府委員(曾山克巳君) 報告の内容に主として統計的な、つまり数字的なものと、若干管理体制その他の面におきまして所見の入りますものと、両方あるかと思ひます。前者におきましては、私も、数字は一つでございまして、当然具体的に申しまして、たとえば定員をよけい要求するために、物数の上積みをするようなことがあるといひませんので、その点につきましては、平素から十分やかましく指導しております。その点は、したがって、省からの積極的な指導によつて、さうなことのないように注意しておるということが言えると思ひます。第二の管理上の問題につきましては、職員配備等のことにつきましては、やはり見解の相違等もございしますので、私も、郵政局から、あるいは現業から上がつてまいりました報告につきましては、それを主として尊重しております。ただ、いかにもつくつたような、あるいは少し本省の平素の指導あるいは郵政局の指導と違つていふようなものにつきましては、決してそれをそのままのみにしておるわけじゃございませんので、私もまたそれを、電話あるいはテレタイプ、あるいはその他の緊急再照会いたしまして報告を求めるといふこともございまして、したがって、全然うのみにいたしておることではございません。

○横川正市君 通常、年末とか年初の繁忙時には、郵務からある人が派遣されている場合があるわけですね、現場に。その人を含めて上部に対する報告が間違つていて、その間違つた報告は、現地派遣者が了承して、間違つた報告書を現地で承認しているというふうな問題が起つたこととすれ

ば、これは処置としては、どういふふうな処置をとりますか。

○政府委員（會山克巳君） 具体的なお尋ねになつてまいりましたので、年末の処置について私も指揮命令をいたしましたので、お答えいたします。

郵政局からもちろんだ応援あるいは指導の形で人を派遣いたします。十分真実な報告をさせ、かつまた、所見につきましても、公正な、管理上愛すべき当な所見をつけさして報告させるように指導しております。ただ、具体的に労務管理、業務管理の面におきまして、いかなる立場が妥当な立場であるかということ等につきまして、あるいは、いろいろ

いと意見が相異なる場合もあるうと思いますので、そういう場合につきましては、よく省内で連絡をとり合ひまして、おかしな報告と思われる点

につきまして、先ほど申しましたように、再警告を求め、再調査を求めるということをいたしております。措置という点でございますが、いかにもだれが見ましても公平な報告でない、公正な調査でないというようなことを本省で発見いたしました場合には、指導といたしまして強い指導を繰り返すというところでございます。

○横川正市君 結局、上局に対して報告書が、通常問題がないような報告書であつて、しかし、現地ではその取り扱いとは全然違つた状況であつたという場合に、事務処理上は正常だけれども、公衆に与える影響力というのは、これは相当問題といふものがあるのだと私どもは判断しているわけですよ。ですから、その事務上の報告書類によつて処理をされているということが正しければ、実態はどうあつても、そのことについては別に問題にしないというやり方は、これは困るわけで、私は具体的ないま問題というのは持つておるわけですが、きよりはそれが質問の主体じゃないですからやりませんが、後刻、時間があれば、具体的にこの問題をもつ一回論議したいと思うので、すつかから、あなたの方のほうで、ことしの年末年始あたりの業務運行状況なんかを、この報告に基づいて、ひとつ具体的な内容ですね、資料ができれば、全国のも

つを、数字でいいですから出していただきたいと思うのです。その資料に基づいて、私のほうにある資料で、また質問を後刻したと思います。

それから人事局長にもう一点、関連するわけじゃありませんけれども、労務管理をやられている立場で、たとえば外勤者が出勤をしてきて、七時三十分になりますと、出勤簿を取り上げてしまつて、実際上の出勤時間については、たとえばは、その時間に服装をかえておつたとか、あるいは、その時間に

別な用事をしてあったとかということ、事実上出勤簿が押されなかったということについて、何か罰則みたいなものがあるわけですか。

○政府委員(山本博君) ただいまお尋ねのようなケースを具体的に想定しまして罰則をきめているというようなことはございません。

○横川正市君 私は勞使團というものには、非常に複雑なものがあるから、慣行上行なわれてゐたことで、それが全部悪いというふうにきめつけるわけにもいかないし、それから全部いいというふうに判斷するわけにもいかない問題が多々あると思うのですが、しかし、勞使慣行が正常に運行されておる場合の慣行上の幾つかのものというものは、非常

あるわけなんですがね。これは人事局長としては、本省から下部末端に至るまで、あるいは特定局長の勤務まで、その時間において、管理者は管理者、あるいは職員は職員で、出勤時間にきめられた時間以外は出勤簿を全部引き上げてしまおう、というふうな方針でいっているわけですか。それとも、一部だけにそういうことが実施されておるわけですか。これは具体的に例も私は持っておりませんが、お聞きしたいと思います。

○政府委員（山本博君） 出勤簿を何時に引き上げるかというところに問題を限定いたしますと、そのことだけで何時に引き上げるといふことを全国的にきめて、それを実施しているということではございません。要は、それぞれの職場職場で、労使間の間でどの程度の相互信頼の気持ちがあるか、

あるいは労使間で長い間出勤時間というものをど  
ういう形で守る慣習ができていたかというような  
ことによつて、職場職場で相当違った取り扱いが  
なされておると存じます。要は、各職場におきま  
す労使間の信頼関係というものの度合いによつ  
て、その取り扱いが多少ずつ違ってきているので  
はないかと思ひます。私のほうで全国一律に何時  
に引き上げるといふ指導をいたしているというこ  
とはございません。

○横川正市君 たとえば何か幹部講習か研修所へ、課長になる者とか、あるいは主事になる者を集めて研修する場合がありますね。そういう場合の研修の中に、いわゆる職場規律の確立などというようなものがある、それが何代かの前任者からある。いわばよき慣行と言われて、職場の業務運行上プラスになっていたものまでも、それをしゃくし定木に考えて、姿勢を正するのだというふうな、そういう青年将校ばりの業務指導をやる課長というものが、最近たくさん出てきたのではないかと思うので、そういうものが出てくる原因は一体何だと言ったら、あなたたちのいわば訓練といいますが、あるいは教育というか、その場所でのやり方に問題があるのではないか、もっと人間的な接触を持たせしめるような教育というものを

やるべきだと思うのに、厳格な規律、規定とかというようなものに限定して職場の規律を守ろうとする、そういう行き方がいわば訓練、教育の中心に

なっているのではないかというような疑いが持たれるものがたくさんあるわけですがね。あなたのほうは現実には職場の実態を見ておって、そういう点に気がつかないかどうか、私は実はすいぶんいろいろなところでそういうやつを見るわけですね。結局、そのことが業務を阻害しているという問題が多いわけですよ、ささいなこと。これは具体的な例は私のほうでまた後刻これもお示ししながら質問をいたしますが、あなたのほうのいわば幹部教育というか、訓練というか、その内容等の詳細な資料をひとつ出してもらうように、それに基いて私のほうでまた質問したいと思いま

す。いいですか。

○政府委員（山本博君） 承知いたしました。

○横川正市君　これは政務次官に大臣のかわりにひとつ答弁してもらいたいの、実はこの委員会では何回か取り上げられておりますし、それから大体一般的意向として、あるいは雇用者の立場に立つ政府としての発言の中にもあったわけなんですけれども、その第一は三十万ちよつとの職員をかかえておいて、そして当初予算の中に、賃金を含めた待遇改善のための予算という項目がない。これはいわば経済が安定しておって貨幣価値がそれほど変わらない時期であれば、これは問題ないわけですから、最近のようにほとんど物価の上昇、関連して貨幣価値の下落、加えて一般職員は生活環境の改善等によって出費が多端になっている。これはひとり郵政職員だけが取り残されているというよりも、一般的なものを限定しても出費が重なってくる。当然組合側からは賃金の要求が出される。そういうことを使用者としては一つの用意もないという、これは一般小企業でも中企業でもないわけなんです。官庁という場合には、予算上の処置にとらわれてその処置がとられないわけですね。そういう処置を実は改善すべきだといふので、できれば、当初予算の予算上資金上の

ことからびた一文金が出せませんというような労働紛争の最初の出足でないように、相当理由づけて妥協の回答ができる、そういうたてまえをとるべきじゃないかということが再三論議をされて、それに賛成の労働大臣もありましたし、郵政大臣もあつたわけなんです、ことしも同じように、この紛争に対して郵政省としては財源上の何らの処置もせず、この労働間の賃金紛争ということになつていくわけなんです、その点の、省としては前向きに解決するという意思が全然なかったのか、あつたけれども全体としてそれがとれなかったのか、その点をひとつどうですか、はつきりしてもらえますか。

○政府委員(田澤吉郎君) 横川先生御承知のように、現業の賃金の問題は団体交渉を進めていくという形をとっているのは御承知のとおりでございます、昭和四十二年度分に関しては、ただいま調停を申請しておる段階だというのは御承知のとおりであります。そこで、四十二年度の賃金の問題が予算上にあつておられないというものは、そういう意味が非常に大きいわけでございます。ですから、労働関係全体の問題は、まあ、これは労働省で国全体の問題、これをひとつ考えていかなければならぬ段階だろと思つておられます。お説ごもつともでございますが、ただいまの状況では、郵政省としては、そういうたてまえから予算の中へ盛り込むわけにまいらない状況でございます。しかし、四十二年の予算に關しましては、民間賃金とのいろいろな状況を勘案しまして、これは当然考えていかなければならぬ問題だということだけは、ただいま言えるわけでございます。具体的に問題をどうするということまでを言えない段階であるということだけを申し上げておきます。

○横川正市君 そうですと、郵政の態度としては、いわゆる一般相場というよりなものは、これは郵政自体が出さないとか、あるいは出すとかいうことではなしに、そういう相場ができますすれば、それに右へならえしなければならぬだろうという考え方だということですか。

○政府委員(田澤吉郎君) まあ、大体郵政事業自体も国の事業、国営事業でございますし、国民全体の経済に影響を与える度合いというものは非常に大きいものでございますから、それとかみ合わせにおいて考えていくのが至当じゃないかろうか、こう考えておるのでございます。

○横川正市君 ところで、もう一つ人事局長に關連してお聞きしたいのですが、最近の職場の状況を見てみますと、たとえば四級職の者の採用に際して、職場の選択その他というのは別にないわけですね。結局、郵政省側がそれぞれの職場をきめて、ある程度の本人の希望はいろいろある場合があつても、大体はそれぞれの欠員状況その他を見て配置するわけですね。そういう配置の中でこういふ状況が出てくるわけですね。それは、外勤に採用された者はいつになつたら内勤者に切りかえてくれる。それから、そうでない場合も、たとえば保険とか貯金の集金のほうに回りたいということ、郵便の外勤の職場というものが、ずいぶん何といたしますか、一番不平不満の大きいところであつて、そうして、そこからは、できれば一日も早く足を洗いたいというふうな、そういう考えを持つておられるんじゃないか、そういうふうに察知のできることになつておられるわけですが、そこで、大体、郵政省というものは、三つの事業と委託を加えて、四本の柱なんだけれども、郵便の人たちにしてみれば、実は郵便局は郵便が主体なんだ、郵便局に入れば郵便が主体なのに、郵便をきらうというのはいくどいふわけなんだ、そういう疑問を持たれるようなものがあるわけなんです、こういふことを勘案しながら、たとえば勤務条件の問題とか、あるいは給与の問題とか、そういうことを特別に考えるようなことが、いまやられておられますか、やられておりませんか。その点では、これは当然の職場の問題として私は考える時期に来ているんじゃないかと思つてすすければ、その点どうですか。

○政府委員(山本博君) 一般論として申し上げますと、ただいま御指摘がありましたように、郵便の外務員というものの対する社会的評価、と同時に、従業員側で多少外務員を早く内勤にかわりたいという気持ちがあるというところは事実でございます。これは非常に残念なことでございますけれども、現実の問題として外勤者が、外から見ても内から見ても、多少卑下をするという気持ちがございますことは事実として認めざるを得ません。したがって、雇用の問題にそれが影響いたしまして、十分な採用ということが非常にむずかしいということが一つ。それから、中に入りましてから、できるだけ内勤にかわりたいという気持ちがありまして、ただいまお話がありましたように、相当、不満というか、そういうものを醸成することになりがちであるということ、いずれも事実でございます。ただ、私のほうからいいますと、この問題に對しましては、精神的な面でその職務の社会的意義というふうなものを十分認識をしてもらうためのいろいろな訓練、講習会、そういうものはいろいろいたしておりますが、そういう精神的な面だけでなく、物的な面につきましても、たとえば若くて新しい外務員を集めまして、特別にそのために寮の施設をつくるかして、そういう労働環境というふうなものも改善をしまして、雇用しやすいようにしておる点、それからもう一つは、給与表上俸給のベースを内勤と外勤とでは現在千円の格差をつけております。また、郵便外務員につきましては、特に雇用が非常に困難であります東京、大阪、名古屋、こういうふうな地域につきましては、大きいところで二千八百円、少ないところでも千八百円の差をつけてまして、吸引しやすいようにいたしております。で、内部的には、実は最近の学歴構成が非常に変わつてまいりました、現在外務員に採用いたしますのは、従来ですと中学卒が非常に多くて、内勤が高校卒が多いという一つの型がございましたけれども、最近におきましては、外勤でもほとんどが高校卒中卒というパイプというのは非常に細くなつてま

いりました。これは郵政省のみならず、すべての職場においても同様な傾向が見られますが、ほとんどが高校卒ということになっております。したがって、内勤と外勤との間に従来ありましたような学歴の差というものが全くななくなつてきつてございます。これは早晩なくなるのじゃないかろうかというふうにも予想もされますので、外勤の中で能力のある人々たちをできるだけ簡便する方針というものをとることになつております。たとえば郵政局に採用をする人々たちについての試験を各郵政局でいたしますが、これは内勤、外勤というふうなことの差別なく、すべて平等に試験をいたしまして、その合格者を郵政局に採用するというやり方をいたします。一方、各研修所で中等部という訓練制度がございます、これは郵政省に入りましたから三年以上たつたような若い人々を採用いたして、一年間の訓練をいたしておりますが、ここにも内外勤ともに差別をいたしませんで、自由な試験をして、ここに入つた人は、今度はそれぞれ内勤のほうに配置をするというふうな方法をとっております。

お答にまだ十分かと思つてますが、さしむき、いまこの程度お答えをいたします。

○横川正市君 いまの人事局長の考え方が、ますます現場というものに卑下を与えるのです。私は少なくとも、こういう方針というものが出されてしかるべきだと思つておられるのは、いま初任給でなるほど千円格差がありますね。何年たつたら穴が埋まりますか。あれはもう、すぐ三年か四年目くらいから穴が埋まつてくるわけでしょう、いわゆる行政職第二俸給表というもののによつて、それで、いま国会職員の中でも問題が起つておられるのは、この行政職第二俸給表というものは撤廃して、行政職の第一俸給表に全部一本化したらどうかという意見が出ておられるわけですよ。国会の場合は、去年は参議院で約三千数人、ことしも三千数人、同じ職場にありまして行政職第一俸給表に回してあるという事実があるわけなんです。だから、あなた

ている人たちがその職場に不満だというのは、これは業務にとっては危機じゃないですか。その危機をそのまま放任しておこうというのは、ぼくはこれは非常にいかぬと思うのです。幾らどういうふうに変えても、郵便の外勤者というものを必要とする仕事なんですよ、郵政省の仕事というのは。だから、そういう必要とする仕事である外勤者がその職場にいつかなくなる。ひどいのは、これはぼくら非常に残念だと思ふのだけれども、内勤になるためにつけ届け、それから行動の緩慢さ、もういろいろな面で弊害というのは起こってきているわけですよ。それをあなたたちはいいことにして、今度はそれを業務管理に使っているという傾向もあるわけですね。そういうことじゃ外勤の職場というのは救われないですね、実際には。もつとその職場にいくことには誇りだけでも持てるような、そういうものがどうして日常の施策の中から出てこないのか。あなたたちは最高学府を出てどんどんないちゃって、町で会う集配人の人を見たって、別にこれがおれの仲間だと思わないで見過ごしてしまいかもしれないけれども、それは職場に入ってみると、これはたいへんですよ。私は佐方前の次官に、外勤者の座談会の記事を書いた本を一冊贈ったことがあります。こういう悩みが職場の中にあるのだから、これを解決してやらないと、郵政省は郵便の業務という面では、これは精神的に破壊してしまいますよ。上からの言いなりに仕事をやっておつたって、熱意を持って仕事をやるなんということをやらなくなるのですよね。いま持ち戻り郵便物あるいは返戻郵便物がうんと多いですね。熱意を持ってやらないというのはそこまで出てくるわけですよ、実際には仕事の面です。だから、実際上仕事をやっている人が現場というものを見たときに、その管理監督、指揮命令——このごろ盛んに何か現場の管理者は命令命令ということばを使うので、ますます反発を起しておるようですが、命令だといって仕事をしてもらうのか、それとも、いま一般社会の通念上から言われている、いわゆる精

神的な実質的な格差というものを、これをできるだけ排除してやるような努力をして、その上で、良質の労働力というものをそこに確保するのか、その行き方というものは、民間の会社なんかでも全部取り入れていることじゃないでしょうか。それを郵政省がどうして取り入れないのか、私はそれがふしぎなんです。あなたは一年間はいた外勤の靴というのがどうなっているか見たことがありませんか。さらさらだらけの、いわば昔のわらじをはいて歩いているような、ほこりだらけのひどい靴をはいて大都市の中を歩いているわけですよ。卑下するなというのは無理じゃないですか、実際に。予算の問題もあるから一朝一夕には言えませんが、予算の問題もあるから、外勤者の服なんかは、自衛隊が着ているくらいのを着てやれないのか。あるいは警察官が着ているような質の服が出してやれないのか。それ、やろうとしないわけですね、郵政省は。私たちがそれを言え、あなたたちは、何か一面的なものの見方のように言うけれども、いま職場の中にどんどんなれが出てきているのじゃないですか、それが実際上。だから、もし「春闘」というのは一般的な賃金の問題なんだが、あなたのは熱意を持ってやろうとすれば、そういう面からでも解決する道というものはあるわけなんだから、それをやらないで、おしりをたたかただけでは、ぼくはやはりほんとうの業務進行というのはいけないのじゃないかと思うのです。実際上、私たちは外勤の人たちと接触しているから、その点も、つらいくらいに感ずるわけですね、実際に。まず行(二)の俸給表などというものをつくられたのは、最初私なんかはこれは参加したのだけれども、いわば外勤者に対して、将来にわたってまを考えたのです。ところが、その後、予算上資金上の問題で、中途からどんどん追いつかれて、そして、七年かぐらいすれば、今度は内勤者の給料が高くなってしまうという逆現象のある俸給表につくりかえられている。それが全然手がつかないでいる。私は、あなたたちが人事院の関係者と接触するときに、郵政省の危機だと、この俸給表は。こんなことをやられておつたのでは、良質の労働力を確保することは絶対できないのだからやってくれと言つて、熱意を持ってやれば改善できる問題だと思ふのです。それを、もうつくられたから十年以上たつたのです。行(二)俸給表というのは依然としてそのままであつて、便法処置だけでやられておるといふことは、本気になってやっているかどうか、非常に疑問だと思ふのです。そう言え、人事局長は、おまえよりはおれのほうが一生懸命考へておると言つて答弁するかもしれないけれども、実際に現場に入ってみると、そういう点が非常に強く感じるわけです。これは、できるだけ早い機会にひとつ検討して、郵務局も大きな関係のある問題ですから、回答してください、どうするのか。私は、内勤者の人には非常に悪いけれども、同じ部屋の中で同じ関係の仕事をしている人たちは、ある程度職場の中であつたというところはできると思ふのです。ところが、三十四、五度もあるような外を歩いてきて、そして、室内のほうでそれより暑いところで、休まるころもどろりしたところ、外勤の人たちはめしを食っているわけですよ。どの休憩室をとってみたって、これはもう休憩室なんというのじゃないです、実際には。だから、あそこをクーラーを入れてくれ、あるいは休憩室にクーラーを入れてやったらどうなんだと言つて話をしたのですが、これは何か実現する可能性もあるのですか。ことし予算の中に、いわばそういうことで職場の環境というものを變えていくということも、これは大切なことだといふふうに思っているわけなんです。これはどうですか。人事担当者で郵務局の優秀な人が二人そろっているわけですが、どういふふうに見ているのですか。私はもうほんとうだと思つて見ているわけですが。

○政府委員(山本博君) 私の答弁で足りない部分は郵務局長に補足していただきたいと思ひます。

外務員の俸給表の問題でございますが、これは現在、私のほうと労働組合との間の協約によつてできておりまして、これは人事院とは——先生には釈迦に説法で申しわけないのですが、人事院とは全く関係ありませんので、私のほうと組合のほうとの関係だけでございまして。この基本的な俸給表、これはもう確かに、できましてから相当年月を経過しておりますので、私のほうもこの問題につきましては十分研究をいたしまして、改善すべき点につきましても、労働組合とよく話をしながら改善をしていきたいとかねてお願いいたしております。今後とも組合といふいろいろお話をしながら、外勤の問題については改善をはかつていきたいと思ひます。それから、数年をもつて最初の俸給の差が詰まると申しますのは、これは初任給の調整額だけでございまして、千円の差はずつとついても結構でございます。

なお、被服の問題につきましては、もうおつしやるとおりだと思ひますが、現在、郵政省の中でこの問題につきましてもいろいろ研究をいたしまして、できるだけ早い機会に実行をしようということで、耐用年数の問題あるいは定数の問題、こゝろより問題につきましても相当前進をするための努力をいたしております。できるだけ早い機会に実施に移そうという努力を省全体としていたしております。予算の関係もございまして、けれども、こゝろより方向については、意見一致いたしております。

また、作業環境の問題につきまして、現在十分だといふふうには私は考へておりません。予算の許す限りにおいて、できるだけ作業環境、労働条件、そういうものについて改善をしていくのが私たちの任務だと思つております。そういう方向になお一そう努力をいたしたいといふふうに考へます。

○横川正市君 これは貸金関係に関連して、当然こゝろより時期には改善してもらいたいと思つておつたことを前段に申し上げたわけで、あと鈴木

さんも春闘関係の質問があるそうですから、私は、春闘関係の質問は以上で終わります。

最近の盗賊による書留郵便物その他の盗難事件についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

郵政省からの事前に調査の内容について回答が参つておりますので、それと関連させながらお聞きをいたしたいと思ひますが、二番目に、「現状において事件発生防止ができないか」という私の質問に対して、「被害を受けた局舎の現状と、宿直勤務の実施状況からして、当時の事件発生を防止することは困難であつたと認められる」といふ、これは責任ある回答が来ているので、いささか私も戸惑いをいたしているわけなんです。そこで、問題は、局舎関係は郵務、それから人事も監察の方面も関係があるわけですが、さかのぼつてちょっとお聞きしたいのは、郵便事故発生というふうなことを、社会上これはいよいよ危険負担的なもので、もうしかたがないのだ、こういう考え方で現状を推移されるのか、それと、これはもう絶対にこういふことを起こさせないのだという考え方で対処されようとするのか、この点はどちらの方針を郵政省はとっておられるのでしょうか。これはだれでもいいですが。

○政府委員(鶴岡寛君) お答え申し上げます。

ただいま横川先生の御質問の後者でございます。すなわち、私もといたしましては、公衆の大事な金、そうしてまた、郵便物等をお預かりしているわけでございます。したがういまして、それを完全に防護することは、私どもの最も大事な責任であるわけでございます。したがういまして、従来とも郵便局舎に対する防犯対策にはいろいろと手を打つてまいっているわけでございます。御案内のように、従来は、大体年間約二百五十件ほど発生しておりましたが、ほとんどこれが無集配の、しかも、夜間無人局に発生を見ておりまして、したがういまして、省といたしましては、防犯対策の重点を夜間無人となる特定局に置いておりまして、すなわち、自動防犯ベルを全局に全部設置する、たとえば交換業務が廃止などになりまして新

しく夜間無人局になる局においては、もう郵政局の許可をいわずに事前に与える形で、すなわち、確定額報告をもつてやらせるというふうなやり方もとつております。また、そのようない局は、銀行預金局に指定いたしまして、夜間の現金をなるべく少なくするというふうな施策もとつております。なおまた、金庫のいわゆる正規の五号金庫、俗に申します強力金庫というふうなものを配備をするというふうなことをずつと実行してまいっておつたわけでございます。なおまた、先生御案内のように、四十年の七月には、いわゆる普通局におきまして、九段の郵便局に夜間に強盗が入つて、三回ほど侵入したことがございました。そこで、普通局に対しまして、このようないわゆる局舎が局舎構造上危険が多い局、そしてまた、宿直員の少ないような局、そういう局百九十八局にわたりました高層波の警報機、これを設置を済ましておりますわけでございます。このようにして従来とも手を打つてまいっておりますし、今度の一月以降の普通局をねらいました事件に対しまして、さうすぐ防犯協議会を数回にわたつてやりまして、いろいろと手を打つておるわけでございます。公衆からお預かりしました金やまた郵便物は絶対にこれを防護するといふたてまえを従来とも非常に強く実施してまいっておるわけでございます。

○横川正市君 郵便物に対する職員の責任感というものは非常に旺盛で、災害とか火災とか、その他事故が起こるときには、自分の生命を顧みないでそれを保護したなどというて郵政記念日には大体表彰されるという例があるわけなんです。が、そういう人の使命感にたよつて、そして物を保管するといふ、そういう行き方、それからもう一つは、こういう点もあつたと思ふんです。ね。

郵便局といふのは非常に重要なところで国の事業だ、あそこは絶対安心だといふような一般的な国民の世評の判断の中で、郵便局といふのはあまり被害をこうむらないで過ごしてきたといふことも言えると思ふ。ところが、最近世の中が悪くなつたのか、これが一般なかかりませんが、だんだんだんそういうふうなものにたよつておつたんでは事故防止することができなくなつてきているというふうな、そういう現状認識といふますか、その認識の度合いなんかはどういうふうに立てられているんでしょうか。

たのか、これが一般なかかりませんが、だんだんだんそういうふうなものにたよつておつたんでは事故防止することができなくなつてきているというふうな、そういう現状認識といふますか、その認識の度合いなんかはどういうふうに立てられているんでしょうか。

○政府委員(鶴岡寛君) 御質問の現状認識の点でございますが、私も、特に昨年暮れの藤沢事件、そして、ことし一月以降、普通郵便局の中小局をねらい、特にその中でも郵便袋その他の郵便物をねらいました事件の発生を見ますときに、いわば郵便局といふものも、局舎自体に賊が侵入しないように厳重な防護設備をするといふこと、そして同時に、かりに万一中に入られても、中の郵便物を厳重な鉄庫あるいは金庫その他、要すれば安全庫等の設備によつて守らなければならぬといふこと、そのようないわば防犯の二相に入りつつあるのではなからうかという認識を持っておるわけでございます。この点は従来、先ほど触れましたように、無集配の夜間無人特定局をねらいました犯罪が、このようないわゆる普通局、そこには金目のものも自然に多いわけでございますが、賊のねらいがかわつてきたといふこと、そしてまた、外国等の例を見まして、漸次――まあ外国におきましては、すでにこのようないわゆる局舎侵入事件が相当多発を見ているようにも承知しております。そういう点からも、相当今後は広い範囲にわたつて、あらゆる局にわたつて厳重な防犯対策を立てる必要があると、そのように認識をしております。

○横川正市君 監警局長の認識は、私もそういうふうな認識をされているんですが、そこで、先ほど言いましたように、対策は一体どう立てられるのかという点で、あまりこう策がなさそうなんです。すなわちお聞きをしたわけなんです。が、郵務局長にちよつとお聞きしますが、ことしも何局か局がつくられるわけですね。これは国営、私営全部入れまして、これは従前どおりの設計施工でいくわけですか、それとも、新たな方針を設計施工の中に

入れていくとされているのか、私は、いま監警局長が触れたように、できれば相当大型な安全庫が局の中にあつていいんじゃないかと、しかも、それは局へ入つていって見ましてね、どが一体安全庫の位置かといふふうな点まで勘案してみますと、これは窓口からまづ正面の、いわば壁になつていて郵便と貯金との間ですね、あのあたりが安全庫としては一番いい位置じゃないかなと思ふくらいに、実はこの事件が起つてから、あちこちの局で見ているわけですよ。そういう安全庫の処置といふのは、もう設計の中に入られないうかどうかという気が一つしてゐるわけです。それから現地に行つて見ますと、いま局長の言われたように、金庫の保管点検をやつていますね。が、いよいよ局には小型のものをやつて、あまりそうでないと局には大型の金庫をやつて、いわば処置だらうと私は見ているわけなんです。しかし、あれだけでは実は実際上の処置にはならないように思ふ。それからもう一つは、局には全部窓がそのまゝ一枚でも、格子がまづついていませぬ。ね。どの局へ行つて見ても、ですから、施設を中からしてあつても、ガラスを簡単に手が入るほどに切れば、もうどの局でもやすやすと侵入ができるという、そういう設計になつてゐるわけなんです。が、さしたつては、この点からも改善の処置があるんじゃないかと、いわゆる一般の世相がだんだん、こちらのほうも防衛をしなければ、向こう側もだんだん凶悪になつてきているという時期に対処するには、いままでどおりの設計じゃどうも対処できないような気がするわけで、そういう処置が一体ことしからの局には適用されるのかどうかですね。言つてみれば、完全防犯といふことで進められるとすれば、そういう処置が必要なんじゃないかと、こう思ふわけなんですけれども、この点はどうでしょうか。

○政府委員(會山克巳君) 具体的な設計並びに施工に關しましては、建築部が所管でございます。で、建築部の課長から答えていただきますが、私も業務を扱っている者といつたしまして、当

然、先生と全く同じ考えを持つておられるわけでございます。したがって、従来といえども、設計につきましては、防犯上の見地から完全なものをという事で、その点を具体的な局の施工等に反映させてもらうよう努力しております。もちろん今後とも努力してまいりたいと思っております。

ただいま例にあげられました金庫室の問題、さらには防護さくの問題につきましては、いわゆる貯金、保険等の金を扱う、つまり資金、過剰金等の確保の面と、あわせて、私どもの立場から言いますと、郵便物の確保の面と、両方あるようにございまして、郵便物の確保の面につきましては、御案内のように、書留の取り扱い作業室につきましては、他から容易に侵入を許さないような、先生のお述べられた具体的な例であります鉄さく等、あるいは局内におきまして木さく等を十分めぐらしておるというふうにしてあります。たとえは備品、物品等におきまして、郵袋の保管だなどというものは現在でございますが、これにしっかりとした施設を施すだけではなくて、先ほど監察局長からも説明のありました、たとえば高周波警報装置といったようなものも今後要求してまいり、また、現実に今度の予算の、内部の使用計画におきまして、数千万円の計画をいたしていただいております。

○横川正市君 いまのお答えで私も大体いいのじゃないかと思うのですが、ただ、実施がおくれると——ここで論議しても実施がおくれると何の効果もあげないわけなんで、実施をおくらせないように、ぜひひとつやってみてほしいと思うのです。

それからもう一つは、だんだん雇用関係の状態とか、あるいは合理化とか、近代化とかいう問題が出てくる中で、私は、これは偏見や一方的なものを見方をするわけじゃないんだけれども、政務次官が人事局の担当から聞かせてもらいたいのですが、いま各局に全部配置されているわけじゃないようですが、勤務関係の担当官というものが配置されていますね。これは何か任命は郵便局長と同

じように郵政局がやる任命だというふうに聞いております。これはいまもって必要なんですか、そういう勤務管理担当官というものを局に配置するという……まず第一は、私は、局長というものは、もつと権限を持つておいていいものだと思うのです。それから、事実上職員との接触は、これは先ほど言いましたように、規律規定に沿わないで、人間的な接触が必要だと思うのです。だからそういう接触のできる局とできない局とがあるわけなんです。人間的に言えば——監察局長がいてたいへん申しわけないが、監察畑に長い局長というのは、人間的接触へたですね、大体、経理も同じですがね。だから、いわばその配置その他の場合には、同じ育ったところであっても、単にやっばり適材適所でもってやらなければならないかぬというくらいに配慮があつていいと思うのですよ。ところが、そういう配慮とは全然別個に、いわば、まあ異質の人事発令をされた者が局長にいまして、そして、その監督をしている局長と職員との接触がそこで断ち切られてしまつて、こういうこととで、実際上は業務上に支障こそ来たせ、プラスにならないというところに、非常にたくさんな人を使っているんじゃないかという気がするわけですが、まずそれが一つの問題点だと思つて、

もう一つは、やつてゐる点を見ますと、メモ紙を持つて追つかけて歩くのですがね、職員を私もときどき行きますと、何かはたばたやつてゐるの、何をやつたんだと言つて聞いたら、実は職場をちよつと離れたらあとを追つかけて、おまえどこへ行くんだと言つて追つかけてくるのだと、そういう職場というのは、実はこの役所をさがしてみてもありません、これは、職場ちよつと離れたからといって、本省あたりで職員が職場をちよつと離れたからといって、課長や課長補佐がメモ紙を持つて追つかけて歩きますか、歩かないですね。人間関係の信用の問題がまずそこで断ち切られてゐるという問題がある。

それからもう一つは、ストップウォッチを持つて業務検査をしているのですが、物の検査私見たことありますけれども、人間能力をストップウォッチで検査しているというのは、これは工場も見ましたが、それから、ほかの官庁も見ましたが、これはありません。私は、前の次官にも、今度の次官にも、労務関係は非常にうまくいつてゐるというのを聞いてゐるのだけれども、末端へ行きますと、そういうことが平気でなされてゐるのです、そこで、現場の人たちは何々郵便局なんて言わないのです。何々監獄という、そういう通称を使つてゐるわけですが、一般の管理上の問題からいっても、そういう手段をとらないほうが賢明なんじゃないかというふうな、こういう気がするわけですが、いまもって、あの人員を配置しなければならぬという必要性があるのかどうか、この点ひとつお聞きしたいと思つてゐます。

○政府委員(山本博君) ただいまお話しのとおり、この人事は郵政局の発令でございますが、郵政局の人間というところになつておられます。そこへ各、大體統轄局に配置されておられますが、これは駐在という形になつておるはずでございます。それで、これはただいま御指摘がありましたように、その局の管理者とその局の労働組合との間の意思疎通というものを水をさすといふますが、それを妨げるという活動をいたしておるとしますと、これは趣旨に反してゐると思つてゐます。これはあくまで本来の管理者とその局の労働組合との間で解決すべき問題は、その両当事者で解決することであつて、勤務担当官が直接そこに介入するといふことはあり得ないと存じます。こういうことが現に必要かといふと、現在の労働問題につきましても、いろいろな複雑な問題もございまして、現業局といつたしましては、いろいろな相談をいたしましたり、連絡をしたりすることによつて勤務行政のあやまちというところのないようにする相談相手といたしましては、相当な業績をあげておると私たちが考えております。問題は、勤務担当官、勤務連絡員の現実の活動というものに、もし行き過ぎが、先ほどからお話のありましたメモを持つて追つかけるとか、ストップウォッチとい

うのも、ちよつと私としては考えられないことだと思つてゐますが、もしかりにそういう事実があるといつたしますと、これは私は行き過ぎだと存じますので、なお、こういうことのないように指導は十分いたしたいと思つてゐます。

○横川正市君 この事実を示して申し上げてもいいのですけれども、これはきょうはやめましよう。ただ私は、ここで監察局長も、それから郵務は業務の運営上、それから、人事は労務管理と、それぞれ最善をつくされておる、その力のバランスのとれたところが一番いいのだと思うのですが、一番私、心配するのは、犯罪なんか起こつてくる場合に、たとえば民主警察と住民とが何か協力をしてし得るというか、つこうをとるでしよう。ところが、そういう局に限つては、絶対にこれは協力関係または、こりやもう見て見ないふりですよ、その局へ行くと。大體抜てきの強い人がいますから、そういう局は。だから、そういうところは、絶対協力しません、これは。もう行つてみて、そりや私ははらはらするくらいに非協力態勢ですよ。だから、これはバランスがくずれてゐるとはくは思ふのだ。郵務ならば郵務の業務の運営上、監察は監察の犯罪防止上、それから、人事管理上、このバランスがくずれてきたと思つてゐますよ、実際上は。だから、このバランスをくずさないでやるためにはどうかと言つたら、これは人事担当者は、やはり監察に長くなつた者で、どうかと思われども、ほくも極端な意見かも知れませんが、せんけれども、あれはじょうずじゃないのです。人間的な接触といふところまでやはり配意しなければいけないのじゃないか。そうすると、いまちよつとごさすしたものをつくつてゐる中に石ころ入れているような関係であらう、勤務担当官といふのは、事実上、人が少なうて困つてゐる郵政省で、あそこへ人を使わなきゃならぬといふこともなからう。局長が十分やれるじゃないか。それだけの能力を持つた者を局長にしてゐるのだらうと思つてゐますが、ああいふか、つこうのも

うのも、ちよつと私としては考えられないことだと思つてゐますが、もしかりにそういう事実があるといつたしますと、これは私は行き過ぎだと存じますので、なお、こういうことのないように指導は十分いたしたいと思つてゐます。

○横川正市君 この事実を示して申し上げてもいいのですけれども、これはきょうはやめましよう。ただ私は、ここで監察局長も、それから郵務は業務の運営上、それから、人事は労務管理と、それぞれ最善をつくされておる、その力のバランスのとれたところが一番いいのだと思うのですが、一番私、心配するのは、犯罪なんか起こつてくる場合に、たとえば民主警察と住民とが何か協力をしてし得るというか、つこうをとるでしよう。ところが、そういう局に限つては、絶対にこれは協力関係または、こりやもう見て見ないふりですよ、その局へ行くと。大體抜てきの強い人がいますから、そういう局は。だから、そういうところは、絶対協力しません、これは。もう行つてみて、そりや私ははらはらするくらいに非協力態勢ですよ。だから、これはバランスがくずれてゐるとはくは思ふのだ。郵務ならば郵務の業務の運営上、監察は監察の犯罪防止上、それから、人事管理上、このバランスがくずれてきたと思つてゐますよ、実際上は。だから、このバランスをくずさないでやるためにはどうかと言つたら、これは人事担当者は、やはり監察に長くなつた者で、どうかと思われども、ほくも極端な意見かも知れませんが、せんけれども、あれはじょうずじゃないのです。人間的な接触といふところまでやはり配意しなければいけないのじゃないか。そうすると、いまちよつとごさすしたものをつくつてゐる中に石ころ入れているような関係であらう、勤務担当官といふのは、事実上、人が少なうて困つてゐる郵政省で、あそこへ人を使わなきゃならぬといふこともなからう。局長が十分やれるじゃないか。それだけの能力を持つた者を局長にしてゐるのだらうと思つてゐますが、ああいふか、つこうのも

うのも、ちよつと私としては考えられないことだと思つてゐますが、もしかりにそういう事実があるといつたしますと、これは私は行き過ぎだと存じますので、なお、こういうことのないように指導は十分いたしたいと思つてゐます。



のはいけないのじゃないか。ただ、いわば大きなところで連絡程度のものというのは、組合と局長との間に立つて連絡をしていくもの、たとえば日程を打ち合わせるか、あるいは何をするとかいう連絡するくらい程度のものならば必要だ、それは庶務主事がやれるのじゃないですか、実際だ。だから、いまの人事の発令状態から見ても、いささか異常な発令状態だと思われるので、これはひとつ検討してみたいだと思ふので、これは政務次官、大臣に——大臣がいれば、きょうほんとうは即答をもらいたいところなんです、手島さんが郵政大臣のときには、ここで即答したのです。いわゆる労働使にそういうものがあることがじやまならば、これは廃止いたしますと、その当時の速記録に載っているわけですから、それがそれから何年もたっているわけですから、当然私は検討してもらいたいと思ふ。それと同時に、いま言いましたように、具体的に盗賊が入ってきたときの処置等については、こちら側にも十分な対策を立てられておられない点は、これは十分検討されて、ことしから、目新しく見違えるようなものを出していただくようにお願いしておきたいと思ふ。

きょうの私の質問は終わります。

○政府委員(田澤吉郎君) ただいま横川先生のお話の労働管理あるいは監察関係、あるいは郵務関係のアンバランスな点は十分注意をいたしまして、お話のようなことのないように注意をしております。と、こう考えております。

○鈴木強君 時間があまりないようですから、最初に春闘関係でお尋ねしたいのですが、きょうは、委員長、大臣はどうしたのですか。

○委員長(野上元君) 大臣は個人的に不幸がありまして、事前に、どうしても出られせんから、郵政政務次官でござんせん願いたいということですが、不幸だからしょうがない……。

○鈴木強君 じゃ、政務次官と人事局長、それから官房長はおりますか。

○委員長(野上元君) それじゃ政務次官、官房長、人事局長、もう少し残ってください。

○鈴木強君 最初に春闘の問題でお尋ねいたしました、毎年のことですが、春になりまして、賃金の改定の問題が労働使で重要な課題になるのであります。これは政務次官にお尋ねしておきたいのですが、現在の公共企業体の労組法の中の組合、三公社五現業の組合は、公労法上は団体交渉権が与えられておる。しかし、現実には、予算総則上の給与総額によって縛られているという、こういう矛盾した形で、もう戦後十何年か続いているわけですね。そこで、これは早晩に解決しなければならぬという政府の方針でしよう。で、特に一昨年ですか、なぐなられた池田総裁のときに、総評のあれは太田議長でしたか、この問題については検討しようということになって、例の公務員制度審議会の中で基本的な問題として論議されるようになっておったと思ふのですが、ところが、これは有名無実になってしまっている。そういう中で、ことしまた問題になっていくわけですね。そういう基本的な懸案問題というものを早く解決する方向に、特に関係の大臣——政府全体としてそうでしようが、特に関係大臣の皆さまには、積極的に推進の役に回っていただきませんか、制度上の欠陥から来る労働使の紛争ということが起きることが非常に私は残念だと思ふのです。そういう点は一体郵政省として、いままでどういうふうなことをとらえて、また、将来これをどういうふうにしよというふうな考えでしようか。まずそれをお伺いしたい。

○政府委員(田澤吉郎君) 先ほど横川先生にはお答え申し上げたのでございますが、御承知のとおり、ただいま公共企業体等労働委員会の調停に入っている段階でございまして、いまの機構から言いますと、どうにもならない状況でございまして。そこで、私たちが極力この問題に対しては政府全体で一つの問題を解決してもらいたいということを強調しているわけでございますが、なかなかその結論を得ないまま今日まで来ているわけでございます。

○鈴木強君 それは次官のお答えとしていいことに不適当だと私は思ふが、有額回答ができないというところ、すなわち、そうなること完全当事者能力がないというところになるのですが、要するに、過去たとえば三百円でも五百円でも額を示して組合に回答したことがあるでしよう。ですから、あなたの言うように、有額回答ができないというところであれば、これは従来の線より後退しているというところになるが、その辺は一体有額回答できないというところはどうかですか。

○政府委員(田澤吉郎君) そのことは、もう民間貸金ベースの具体的な線がまだ出ておらないわけでございます。いまの段階では、それが出てまいりますと、当然その変化に応じて出ていきないうと、こういうことでございまして。

○鈴木強君 ですから、そこが一つの逃げ場なんです。労働使における賃金の解決というところは、公労法上の団体交渉で定めると、こうなっているわけですから、ですから、きめる場合に、給与総額の関係で、直接、電電公社の経営者あるいは郵政省の経営者の立場から言いますと、確かに給与総額からこういうものについての有額回答するにについては非常にむずかしいと思ふ。しかし、従来から言いますと、大体政府が一定の指揮統一していただいて、物価上昇あるいは民間賃金、それとの関連もあり、大体この程度だということ、おそれる私は指導すると思ふのです。そうして、それぞれの組合に対して五百円とか何百とかという回答をさせていると思ふ。そういうことがことしできないという理由は一体どういふことですか。物価の上昇の状態は大体わかっていくわけではしよう。民間賃金はなるほど全体の回答というものがよく

れていて、これは私はよくわかりませんが、だからもう少し有額回答できないということについて、当事者能力というものは全然ないのか、あるのか、これはどうですか。

○政府委員(田澤吉郎君) 当事者能力は十分ございまして。そこで問題としては、先ほど申し上げましたように、民間賃金ベースの状況が具体的にどうなっているときに有額回答の方向に回答ができる方向に向かつて進んでいきたい、こういうことでございまして。御了承願います。

○鈴木強君 これは基本論争ですから、少しこの場所でするのどうかと思ふので、またいざれ予算委員会等で総理に対してやりたいと思ふますが、ただ、私は、少し郵政省の姿勢としても少しはつきりしたものを持ってほしいと思ふ。ですから、現段階における制度上の欠陥があることは私も認めております。それを解決するためのただいま努力が足りないというのを言っているわけですから、そういう点については、直接担当者である大臣あたりは——関係の大臣あたりはもつと積極的に推進する推進力になってほしいというところでございまして。そうして早く欠陥を是正する方向に、これはいろいろあると思ふますが、公共企業体審議会あたりの答申も出ていくわけですから、そういうことを勘案して、もう少し実情に合わせたものを考えてやりますと、無用なトラブルを起すことになると思ふのです。

そこで、次官のおっしゃる通りに、なるほどいまの段階で物価の上昇が五・五%とか何%とか言っておりますが、しかし、これからは政府の方針はいいとして、民間賃金との関係でございまして、そういうことで、結局は、団体交渉の中では決裂というか、態度が示されなかつた。そういうことが組合側から見ると、非常に不満です。当事者能力はあると言っておきながら、それでは能力がある中で出ないと言いますと、それはちよつと民間賃金が固まらない、物価が上がるということで最終的に決裂して、公労法上から委員会にかかってお

る。こういうことになる、調停委員会にも郵政省の場合は行ったわけですね。申請をしたわけですね。

これは電電公社のほうも一緒にこの際聞いてしまいましたが、電電公社のほうは、いま労使間はどうなっているのでしょうか、賃金紛争については、もう調停は申請をしたのでしょうか。

○説明員(遠藤正介君) 全電通と電電公社の間の賃金問題につきましては、先週の金曜日に最終の団交を——最終といいますが、いわゆる自主交渉段階での最後の団交がありました、その際、組合側のほうから調停申請をするという通告をいただいております。したがって、実問題としては事務的な手続もございまして、きょうか、あしたになると思いますが、調停申請をされるように予想しております。

○鈴木強君 郵政省はどうですか。

○政府委員(山本博君) これは全通と全郵政と両方調停申請をいたしております。日にちは違いますが、両方すでに申請をいたしております。この十一日に両者のこの問題についての調停委員会が開かれ、第一回が済んでおるといふ事情でございます。

○鈴木強君 これはですね、次官、まあ交渉の中では金額が示されないままに決裂をして組合側が申請をしておる、こういうことだと思いが、そうすると、調停段階において郵政省としては、民間賃金の上昇とか、あるいは物価の問題とかいろいろフアクターになる問題があると思いますが、原則としては調停段階において郵政省は、ある程度の回答というものを、いずれ調停委員会が始まれば、その調停委員会の中で郵政省どうするのだと、こう聞かれるのでしょうか。そういう場合には一体どういうふうにするのですか。皆さんは調停委員会ですとめるようにするのか。まあ調停委員会というのは素通りして仲裁とか、そういうこともあると思いますが、原則的にどう考えておりますか。

○政府委員(田澤吉郎君) 調停委員会ですとめるだけまともなように努力をしてもいい、という方向で私たちは進んでおります。

○鈴木強君 調停委員会ですとめるように努力する、これは私もけっこうです。紛争はできるだけ早い機会にまともなほうがいいわけですからね。ですから、一つのルールがありまして、決裂した、やむを得ず調停委員会に持つていく。なるほど普通の場合ですと、調停委員会の良識を待つて判断を仰ぐというのが、これが筋ですね。しかし、団交で全然有額回答がない、それで持ち込まれているということから、労働組合側から言え、非常に不満があると思うのです。ですから勢い調停段階においてかなり激しい論議が行なわれざるを得ない。いま言うように、何とか解決したいということも、私もけっこうですからそういうふうにしてもいいのだ、一体物価も上昇してまいりますね。これもまた上がっていく、というわけで、賃上げをする必要性は認めているので、郵政省は、どうなんですか。

○政府委員(田澤吉郎君) それは認めております。物価の上昇あるいは民間賃金ベースの、あれは鉄鋼でございまして、すでに上がっておるような状態から考えまして、当然に上がらなければならぬということだけは承知しております。

○鈴木強君 それから公社のほうはどうですか。

○説明員(米沢滋君) 電電公社といたしましては、調停段階においてこの問題が決着することを希望しております。それから引き上げの額は、まだ民間賃金は出そろっておりませんので、何とも言えませんが、ある程度のものが必要じゃないかと思っております。

○鈴木強君 これは物価の上昇が一つの統計によつて五割とか五・五割とか、いろいろ言われているのですが、現実問題として、多少の減税措置がありまして、なかなか実質的な手取りというものは苦しくなっていると思うのです。ですから、いま、にわかに皆さんとしてどの程度上げるかというふうなことにこの度話をせ

いと言つたつて、これは無理かと思ひますけれども、しかし、案外ことしの春闘では政府のほう、あるいは日経連、経団連あたりも、生産性はかなり向上しているのだが、賃上げはできるだけ押えて、そして資本自由化の方向に対処できるように企業の体質改善というものをさらにやろうと、こういう御方針のようですね。ですから、一生懸命働いて努力をする労働者、従業員ですね、そういう人々から見ると、それはなるほど資本蓄積なり、体質の改善ということに利益金を回すことについて、これはいかぬということはないと思うのです。しかし、だからといって、生産に協力した労働者に対する配分というものが従来より少ないということになりますと、これはやはりここに不満があり、問題が出てくると思うのです。ですから、これは従来からの段階として、毎年毎年ベースアップが出ていくわけですね。これは大体鉄鋼なんかのあれを見ても、あるいは海員なんかのあれを見ても、予想以上のやはり高額のものが出ています。私それは賢明だと思つて、そうして待遇改善をすることによつて従業員は勤労意欲を持つ。そうすると、昨年より以上の実績を生産性の向上の中で示してくると思うのです。やはり経営者のほうから従業員に対してあたたかい手を差し伸べれば、従業員はまた奮起をして一生懸命やろうという気持ちになりますから、百の能率も百二十なり百三十の能率が発揮できる。これはやはり人間というものはそういうものだと思ひます。ですから、私はやはり従業員に対する待遇というものを、まず経営の基本においてやる、あとは生産性向上に対する利益金の分配が労使間の紛争になるわけですから、そういう意味から言いますと、従来よりもですね、従来よりも少なくとも悪いようなことでございましてお茶をにごさうなという、そういう根性はないですね。これは次官、どうです。

○政府委員(田澤吉郎君) まあ賃金の問題に関しては、十分これは考えていかなければならないことは当然でございますが、同時に物価の問題から

いきますと、やはり常にベースアップ——これは考へ方の問題でございますが、ベースアップというものも当然に考えていかなければなりません。同時に消費者全体に何といひますが、物価の問題でひとつサービスをしていくという考へ方もあり得るわけなんです。そういう点からいふと、やはり会社の利益というものを、それを賃金のほうへやる度合いと、それから消費者そのものに還元していく行き方ということも最近考へられてきているわけでございますので、そういう点とあわせてやはりベースアップというのは考へていかなければならないのじやなからうかと、こう考へるわけですね。

○鈴木強君 それはいいですよ。私も原則的に何も否定しませんが、問題はまあ物価の問題を考へてみて、たとえば牛乳がまた二円上がるといふような——すでに上がっている。それからたばこもどうも上がらうと、父ちゃんの一ぱいの酒も上がりそう、十月からは消費者米価が上がる。これはもう大政府が言明しているのですから、予算上もそういうことで。そうすると、物価が、全体的なアップというものは、多少全体として傾向が低下したとしても、しかし、具体的にはそういう面において、物価の上昇というものがからくる従業員のやはり出賃というものは多くなるわけですから、私はここで抽象的に、あんたまあお答にくれればいいですけれども、やはりこれは観念的なことですが、概念として私は聞いておきたいのだが、少なくとも従来より少しでもよくしてやろう、そういう気持ちは持っているのでしょうか。それは否定できないでしょう。

○政府委員(田澤吉郎君) 先ほど申し上げましたように、民間の賃金ベースで一応きめてまいりますが、だからといって、昨年より高くなるかどうか、高くないかはならないかということは、ちよつといまのところ言えない段階でございますので、その点だけは御了解願ひたいと思ひます。



○鈴木強君 そうすると、まあいまの段階では昨年よりよくするってことは言えぬ、いまちょっとかんべんしてくれと。昨年より悪くなるなんてことはこれは考えられないと、こういうふうに裏を返せば言えるわけだ。そこらに大体気持ちがあるからいいでしょう。しかし私は希望として申し上げたいんだが、企業企業における実績というものを考慮して、ただ機械的に問題を解決することは、私は間違いだと思ひんで、生産性に寄与した努力に見合うような姿が出ていましてこれは納得しません。ですから、その企業によつてはかなりつぱに成長し、発展をし、努力をしておる企業もあるでしょうし、それはまあ比較検討した場合はです。ですから、それに見合うような考え方を、政府自体が持たなきゃ私はおかしいと思ひんですよ。ですから、私はいまのような消極的な考え方はおかしいんで、この段階にあればもう調停に入るわけですから、少なくとも従来よりもつとに線で解決したいという、そういう積極的な姿勢の中で回答をし、それからそれはあなたの考え方が、いろんな条件の中で後退すること、これはまたやむを得ぬ。しかし、少なくとも交渉相手になる郵政省がそんな気持ちじゃだめだと思ひんだね。そういう気持ちで調停委員会ではばんやつて、それは政府全体として、おそらくいやとかおうとか言うでしょう。しかし、相手方である郵政省、公社がもっと積極的な態度をとらなければ困る。そういう点、自分の希望意見として、要望として強く申し上げておきたいと思ひ。まあ、一日も早くこの調停段階において、私は勇断をもつて郵政省も電電公社も態度を示して紛争を解決していただくように強く希望して、きょうはこの点を終わります。

○政府委員(竹下二記君) 毎月少なくとも一回あるいは二回程度持たれておりまして、いまのスピードでまいますと、当初予定いたしましたとおり、六月には答申がもらえるのではなからうか、こういう見込みでございます。

○鈴木強君 そこで政務次官ね、前回この委員会で農村集団自動電話、それから有線放送電話、このういふものの今後の対策について審議いたしましたときに附帯決議をつけてあるんですがね。この附帯決議については、まあ大臣はわかりましたけれども、おそらく郵政省としてはその精神について尊重をし、しかも審議会においてもそういう趣旨で臨まれていると思ひますが、念のために私は何っておきたいんですが、郵政省としてこの委員会であつた附帯決議は、那大臣と同じように尊重し、その実現のために努力すると、こういう態度に変わりないでしようね。

○政府委員(田澤吉郎君) 当委員会における附帯決議の結果、郵政審議会に諮問いたしましたので、その結論を待つていただくわけですが、あくまでもそれを尊重する意味において審議会に付託しているわけでございます。

○鈴木強君 電電公社にこの際一言何っておきたいんですが、あの附帯決議をつけて、そのあと例の三十三力所の具体的な計画等についても御努力をいただいていると思ひますが、もちろんまだきょうは四月の十七日ですからね、準備の段階だろうと思ひますが、あの附帯決議について公社のほうではどういふふうな受けとめてますか。

○説明員(米沢滋君) 電電公社といたしまして、参議院あるいは衆議院の通信委員会できめられました決議を、十分尊重していきたくと思ひます。現に公社といたしまして、農村集団自動電話等に對し、その普及につとめる次第でございます。

○鈴木強君 これはそういうお答えになつたあとで質問するのはどうかと思ひますが、念のために私は伺いたいのですが、あの附帯決議の実施について、公社として特に困るとかどうとかとい

うような、そういうことはないですね。

○説明員(米沢滋君) 現在郵政省の審議会におきまして、いろいろあの附帯決議を受けて審議されておりますので、われわれといたしまして、具体的なあれに関連する問題は、その審議会の結果を待つていられる部分もあることは、御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木強君 ですから私の言うのは、通信事業一元化という方針から、よりよい農村に対する電話サービスを開拓していくというのでしよう。従来ある有線放送電話との多少その過程における問題が出てきます。ですから、それをどういふふうに調整をし、有線放送電話というものは、電話として一つの貴重な意義があるわけですから、それをわれわれはこの委員会において否定しておりませんので、ただ全国どこへでも通ずる電話というのは、やはり電電公社のほうにおまかせ願つたほうがいいのじゃないか。従来そういう制度がなかったために、また団体電話等、あるいはまた公衆電話等を普及していただいておりますが、それではなかなか農村の人たちが満足できないような状態だったわけだが、こういう点は公社も反省して、農村集団自動電話というふうな非常に低コストにおける、いわば持ち出しをするようなところまで割り切つて、有線放送電話以上のサービスをここに提供されているわけだから、そういう意味においてはそれを推進し、そして電話とやうていくという方針について、あの附帯決議というのは述べていると思ひます。だからそういうことをやられても、なおかつちょっと公社としてはいくつかの点が困るのか、あるいはこういう点がやりにくいという点があつたら、私は端的に言つてもらいたいと思ひます。なけれはないうことだから、そういう答弁のあとで私はこういうことを聞くのは、たいへん失敬な話だが、少し心配がありますから、念のためにこういうことを聞いておきます。

○説明員(米沢滋君) 先ほど申しましたように、われわれ公社といたしましては、この附帯決議は十分尊重していきたくと思つております。先ほど言いました具体的ないろいろ問題がございますが、それは郵政審議会の結果を待つ部分も相当あると思ひます。それでいきたくと思ひます。公社といたしましては、従来農村方面に對しまして電話の普及が確かにあつていまして、トラフィックが少ないという要素をつかまえて、安い電話を普及しようというところで、農村集団自動電話をつくつたのであります。通信一元化ということにつきましては、その趣旨を十分体していきたくと思ひます。

○鈴木強君 わかりました。私の心配はちょっと杞憂に過ぎた点もありますので、これは安心しました。それからこれは御承知のとおり四月、五月が暫定予算でございますから、おそらく公社の年度の全体の計画から見ますと、従来と違つた計画の立て方をしなければならぬので、多少困つた点もあると思ひますが、とにかくしかし、国会できまりました予算の中で四月、五月はやつていただくことになりましたので、千二十九億円の建設予算の規模でしたかね、その中で二十七億五千六百個ですが、加入電話をつけていただくということになると思ひますが、私ちょっと心配になりますのは、建設工事なんかの関係でも、あるいは線材、機材なんかの発注の問題なんかについても、昨年は政府の公共投資優先実施で先行投資をする、そういうこととからして、公社のほうもかなり繰り上げ実施をされたと思ひます。たしか副総裁の話ですと、電電公社が一番よく忠実に政府の方針に従つたように何つておりましたが、そうなりまして、債務負担行為によつて、下半期のほうも若干プランクというところ、どうかかわりませんが、伸び切つたようなところについては手当てができたと思ひますが、そこへもつてきて今度は暫定予算で四月、五月というようにこま切れるに出るわけ



ると、四十二年が百四十万、四十七年、最終年度は二百二十万、こういうことになっておりますが、これは、いわゆる設備料金を現行の一万円から三万円に上げるといふことを一応考えて、従来の需要予測からその値上がり分によっておそれ減るであろう需要というものを差し引いた数だと思ひますがね。ですから、これはあくまでも料金値上げといふことを一つの内容として算定されている数だと思ひますね。ことしは公共料金の値上げといふことは、皆さんが幾ら考えても、さか立ちしても、これは政府がやらぬといふことです。それから、おそろくやらないでしよう。そうなりますと、そもそもの四十二年の当初から計画がくずれてきたんじゃないですかね。私はそういう点を考えると、今度の経済社会発展計画というのは、従来の中期経済計画の六・三％でしたか、それが七・三％か、実質成長の伸びが一％ふえておきます。そうすると、千七十万という需要予測といふのはさらにふえると思ひます。これは政府の方針ですから、公社としてはこれに従わなきゃならぬと、こういうことになると思ひますが、そうすると、どうもすぐ引ける、すぐかかる電話といふその四十七年度の目標は一体どうなるんでしょうか。私は、ちょっとその点が新しい経済計画から見ても、公社の頭の痛いところだ、こう思ひまして、これは非常に大事な問題です。この辺の基本的な考え方といふものをやっぱりひとつ伺つておかぬと、四十二年度の予算審議そのものがここから好まらなきゃならぬので、もう一回予算委員会で總裁に来ていただくようにと思ひますけれども、一応きょう私はこの委員会ですでに決定された既定の、いうなら六六年計画といふか第四次計画といふか知りませんが、昨年の七月か十一月ごろに皆さんのほうできめられたその大綱というのを見まして、それと対して一体公社はどうやっていくんだという、そういうことをきょう伺いたかつたんです。

○説明員(米沢滋君) 公社といたしましては、一昨年度の佐藤喜一郎氏にお願いいたしました電信電話調査会の答申を受けまして、昨年の八月に、四十二年から四十七年度にいきまます六六年間の長期拡充計画の大綱というものをきめて発表いたしました。その中で、四十七年度末におきまして、申し込めばすぐ、全国即時化するといふことを目標にして、一千七十万個の一般加入電話をつくるというのをきめたのであります。四十二年度予算におきましては、われわれの要求いたしました一般加入電話百四十万個、それから農村集団自動電話二十万個といふものが全額認められたので、その分を差し引いたものが、結局残っている数字になっております。そこで、経済成長率が、長期拡充計画の大綱をつくった時点と、経済社会発展計画に掲げた数字とが違つておりますので、確かにその点におきまして積滞の違ひがあります。それからもう一つは、この経企庁の総投資規模、いわゆる四十年の度におきまして、二兆六千六百億という数字が、もしそのまま成立をいたしましたといたしますと、これは確かに積滞が解消するといふことが、非常に困難になつてくるといふふうに思ひます。しかし一方、この経済審議会の答申が、政府でおきめる時点におきまして、毎年度の予算及び財政投資計画編成は、そのときどきの部門別の必要性を十分勘案し、弾力的に対処するといふような注といひます。そういうことがきめられておると伺つておりますので、われわれといたしまして、今後この長期拡充計画を四十三年度以降の第四次五六年計画に編成をいたします。その時点で、さらに明らかにしたいと思つております。

○鈴木雄君 非常に見通しの問題です。いま即答を求めようとも私は思ひませんが、しかし、少し専門的に研究してみると、これは非常に至難だといふことがはつきりするんですね。一％の実質成長の伸びが、一体いま千七十万個増設するといふこの六年間の計画から見ても、一体どうなんですか。四十七年になつたら積滞が幾つになるかわかりませんが、かりに百万か百五十万、最高二百二十万ぐらいになつても、建設能力といふものがあつて、おそろく四十八年度から、かりに四十八年にそのぐらいの積滞があつても、それは申し込めばすぐつける、三ヶ月以内につける、こういう方針をいままでわれわれはもう何回か聞いておりますし、公社のほうは非常にPRがじょうずになりまして、いろいろな書物がわれわれのほうにも、また民間の關係各位にも流されて、電信電話といふものの内容にみんなが理解してきていふと思ひますが、こういうことは非常に大事なことで、むしろわれわれも賛成です。そういうことをやるべきだといふ意見だつたから、四十七年度末における申し込めばすぐつける電話、どこへでもすぐかかる電話、こういう大義名分といふか目標があるわけですから、これがはたして経済計画の新しい要素が出てきたものと比べてみて、いけるのかどうかといふこと、あなたが言うような、弾力がどうかといふこと、それだつたら二兆六千億なんといふこんな金を示すこと自体がおかしいので、経済企画庁は從來公社の考へていふようなことをきくようなことをやられて、資金措置から見ても、そんなことをやられて、何か弾力条項によつて少しでもやろうといふようなことを言われてみたつて、それはいかぬと思ひます。それから常識的に考へても、また専門的にわれわれが検討してみたつて、從來計画がそのとおりやれますといふようなことは不可能でしょう。ぼくらの立場から言へば、大幅な料金値上げをして資金調達を潤沢にするか、財政投資から政府が大幅に建設資金を投入してくるか、どつちかなければこれはやれぬじゃないですか。だからそんな私は抽象的なことではなくて、やはりいまこゝろ新しい政府の方針がきまつた中で、公社として非常に困つたものだ、そりあなたは思つていふでしよう。実際自信をな

くしていふでしよう。いままで張り切つてきた目標といふものについて、私がこゝで絶対だといふふかと申つたら、絶対だといふふとは言えないでしよう。検討するとか何とか言ふかもしれぬ。検討するんといふなまよやましいものではないでしよう。これはあなたが言うように、弾力的にやつて、二兆六千億といふなす壁を突き破ることが第一の問題で、あなたにそのほうから考へれば、料金値上げなり、さらにそれに不足する分を計画に支障がないように財政の援助を頼む。それさえもあれば、二百二十万が二百五十万になつても二百八十万になつてもやういふことになるのだ、そんな情勢はありませんか。われわれも十一年ばかり国会で見えていますけれども、公社の要求する予算といふものが、そのまゝ財政で認められたことがありません。ことしだつて三百二十億じゃないですか、千五百億を要求しているものが、だから非常に私はこの問題については国民も関心を持つていふ、またそれに従事する人たちは非常に関心を持つていふでしよう。これは公社が悪いといふより、経済の発展が従来より以上に一％伸びるといふ政府の方針をお愛せになったのだから、これはあげて政府の新しい情勢の中で公社としては対処する問題ですから、私は公社の責任だとは言ひません。ただ、従来の方針等から見ると非常に困つたもので、自信をなくしてしまつたのではないですか、總裁だつて、そういうふうには思ひます。だからやはりこれはただ単に検討するんといふでも、検討するといふのはなかなかむずかしいといふことなのか、やろうといふのか、これはわからぬけれども、非常に從來の計画から見れば、その計画どおりでない、そういう意味の検討といふこともあるであらうし、いろいろあるだらうけれども、もう少し公社の意思といふものは、やはりこの際ほくらにはつきりしておいたほうがよいと思ひますが、あなた、こういう機会に、くだいようですが、あなたのはからその辺の考へ方を聞きたいわけでは

○説明員(米沢滋君) 先ほど御答弁いたしました、二兆六千六百億という数字は、われわれとして不満であるということをはっきり言っております。今後、この数字をさらに何といいますが、変えていきたい、ふやしたいというふうに思っております。

それから申し込んでいくということにつきましても、これは公社としてそういうことを言ってきたりしております。今後、四十七年度予算を編成する過程、あるいは長期拡充計画をきめていく過程におきまして、今後、検討を加えて、はっきりしたいと思っております。ただここで一つ問題になりますのは、従来、電話の——電話といいますが、黒い電話だけを付けるというのを対象にしてきたわけでありまして、第四次五カ年計画の大綱の中でもわれわれが発表しておりますように、たとえは電話の質的な問題を四次計画の中で取り上げていきたい。区域合併、あるいはこれはよく予算委員会の分科会でしばしば質問なり御意見が出るのでありますが、もう少し加入区域を広げたらどうか、あるいはまた、たとえば北九州のようなところのように、市が合併しても相変わらず市外になっているじゃないか、市内にしておいてほしい、こういうふうな陳情がしばしばあるわけでありまして、そういうような問題を料金の修正ができる時点におきましては、やはりこれはある程度解決する必要があるのではないかと、このことを検討しておるわけでありまして、したがって、また一方、農村に對しましてわれわれは安い電話というものを開発、これを実施に移してきておりますけれども、住宅等に對しましてまたもつとこれは検討しなければならぬことであるというふうに考えております。そういうことを総合的に含めていくと同時に、またこの経済社会発展計画というものは、四十六年度末までしかないのでありまして、四十七年度の問題については何もないわけでありまして、まあそういう点も含めて検討したい、そういうふうに申し上げているわけであり

まして、結局、二兆六千六百億の数字に決して満足しているわけではございません。われわれといひまして、この電話の普及拡充というものが経済の効率化、社会開発、あるいは物価安定というものに十分役立てるということをやはり念頭に置きまして、今後、諸般の措置を進めていきたい、こういうふうに思っております。

○鈴木強君 私も公社が国民に示しているその計画については、それを完全に実施してもらいたい。これは強く、いまでも考えておりますが、ただ、あなたが二兆六千億が非常に不満だと、——そうでしょう、もちろんそうでしょう。ただし、全体的な公共投資の部門別の投資額を見ましても、そのワケそのものがちゃんと二十七兆というものでござって、そのわけですから、だからそれじゃ公社の電話だけにそういう先行投資というものがはたしてやれるのかどうかということですね。これは経済全体の面から見ましても、そういう議論が出てくると思うのです。これは経済企画庁に聞いてみないとわかりませんが、政府にはつきり聞いてみないとわかりませんが、そういう問題がある中で、国民の側から見ても、なるほど資金的に非常に困っている電電公社が、ほかの部門よりも相当前に出ていくような投資をやるといふことについての議論は、やっぱり出てくると思ひます。公社がやろうと思つても、大体、国鉄とか他の公社とか、道路とか、住宅、運輸行政、港湾行政というものが、一連のやはり公共投資の問題として考えられるわけですからね。そういう際に、それらの関連が必ず出てきますね、出てきますよ。だから、もつと内容的に聞いてみないとわかりませんが、四十七年度以降、かりに申し込めばすぐつ電話をやるためには、百四十万は百六十万にし、あるいは来年度の百五十万を二百万にするというふうなくふやをこらしたとしても、まだ資金的な問題が一方ある。そうすると、それでは一体、四十七年の終わつた段階における積滞というのはどの程度になるのか。それが百万、二百万あるいは二百五十万くらいないのか、あるいはもつと先

にいくのかどうかということ、ちょっと予想がつかせんね。しかし、これらの数字もすべていままで政府が示された中期経済計画なり長期経済計画の中における従来の政府の方針に基づいてやつたわけでしょう。ですから四百万個の前、需要予測が伸びたということ、やはり政府の経済政策が変つたから、皆さんはこれだけの需要量が伸びました、四百万個伸びれば二千百万個になります。従来の千七百万個が、だから、この二千百万個つづけるのは、これだけの金が足らなくなりまして、だからこれは料金値上げをして、公社の側で言えば料金値上げをしてくれるか、調査会もやはり料金をいじらなければならぬ、そういうような答申がありますからね。そういうことを、いずれにしても、総裁、これはやらなければならぬことでしょう。検討するということはそういうことなんですよ。それをやってみれば、当然、需要予測というものは千七百万が千四百万になるかどうかかわかりませんが、機械的に一%上がれば幾らになるかということは、やってみればそれはわかるじゃないですか。そうなつてくれば、実際、この計画は現在の情勢ではむづかしいといふことが、しろうとの者でもこれはわかるじゃないですか。そういう段階に公社が来たといふことを、これはやっぱりつきりしませんが、いままでのようなこういう従来の線ではPRしておきまう。新しい段階に對して、公社がはたして四十七年に申し込めばすぐつ電話、どこにでもすぐかかる電話というものがやれるのかどうかといふことを、これは皆がたいへんな関心を持っているわけですよ、この計画が示されたときから。だから、公社として検討するといつたって、これが完全にできるような検討はできませんよ、私の考え方からすると。そうでしょう。そうするとやはり、四十七年度をあと五年ふやしてやるか。そのときにそれでは、四十七年の三月三十一日で切れるいまの拡充の負担法を一体どうするか、こういう問題まで関連が出てくるのじゃないですか。一

体、いまの四十七年度の資金計画をどうするので。まあ三十七万円の準備が四十八年になつたら十万円になるということはないでしょう。借金も返さなければならなくなる。こういうことで一連の問題が出てきておるわけなんです。まあ再検討するといふことで、大体このままではいかぬといふことはわかりましたけれども、そういうふうな困難な段階に達着をして頭を悩ましていふことは事実でしょう、総裁、これは。

○説明員(米沢滋君) 確かにいろいろ御指摘のよう問題があります。四十八年以降につきましてもはわれわれとして、もちろん検討するわけでありまして、それは確かに四十七年度までの第四次五カ年計画の検討が一番最初なんでありまして、それをやる過程におきまして、四十八年はどうなるかという見通しといひますか、見当をつけるということになる。ですから、今後第四次五カ年計画すなわち、四十三年度から四十七年度、この一年間先ほど申し上げましたように、経済社会発展計画とずれておりますから、そのずれた一年をどうするかという問題は、これは新しい問題になります。

それからまた、公社のいろいろ出しましたPRにつきましても、先ほど公社のPRはよくなつたといふことを言われたのでありますが、いままで公社のPRはきわめてへただといふおしかりばかり受けていたわけでありまして、われわれとしましてはPRのしかたにつきましても、やはり考えたい、こう思つております。

○鈴木強君 問題点が出てきて——いいですか、その問題点を克服することについて従来の公社の考え方からいつたら、これはできないといふことでは、そうじゃないですか。それをできるよりにやるというなら、その考え方の基本を示して見たいですね。私は非常にむづかしいと、こゝろ見ているわけですがね。だけれども、総裁は自信たっぷりやつてもえらるというなら、それはけつこうなんだが、しかし、予算的、資金的な措置

というものはやはり、国会の承認を得なければならぬ、議決を得なければならぬし、ましてや、料金改定ということになると、これはたいへんな問題になるのですから、こゝろふうな一連の困難な問題が山積する中で、新しい国の経済社会発展計画に即応する公社の態度というものは、これは尋常一様のことでない。これはもう当然然じやないですか。そういう公社としての受けとめ方についての考え方を私は聞いています。もちろん、何とかして目標を達成しようという努力を、これから最大限続けてもらいたいことは賛成です。それは言っても、それはなかなかむずかしいが、新しい情勢の中では非常に困難な情勢が出てきた。これはよほど政府のほうでも公社の計画を達成するためには、より積極的な協力をしてもらわなければならぬし、またその一面、公社としてもそのような努力を続けるとしても、非常にむずかしい。これは政務次官、あなたは議論を聞いていただいて、私の言っていることは無理じゃないかと思うのです。あなたの方の政府のほうで定められた方針で新しい情勢が出てきたわけなんだ。だからほんとうにこれから需要予測がずつとふえてきて、千七十万というものが千四百万になると、そうなるとうちは四十七年度までにはできないのです。幾ら三百万個つくれるといたつてちよつと無理だろう。そうならば、これは企画庁長官でないか命中した質問できないのだけれども、一応あなたも大臣がききうおらぬからたいへん大臣意慢なんだが、私はそういうことについては、もう少し今日ある公社の計画というものを踏まえた上で、経済審議会なり企画庁よりというものが結論を出さないと、いままでずっと張り詰めて持ってきた一つの目標というものが、それによつてぐらつてきますよ、ぐらつていきますよ、できっこない、私から言わせればできっこないということを、こつちではやろうとしてきているのだから、相当国民には大きな迷惑をかける、それが無理なら無理で、そういうものはどうする、そういうことを一刻も早く示

すべきです、それが政府の親切なやり方だと私は思ふ。いままでのように三カ月たつたらつくといいことで張り切っているものが、また五年延びるとか三年延びるといふことだつたらどうしますか。政府としてもやはりもう少し実情の把握が足りないと思ふし、経済審議会あたりが、せめて總裁くらいは呼んで、現状の計画について直接公社のこゝろふうな決心でやっているのだというくらいは決意くらいは聞いて、それに順応できるくらいは最低限度のものを出すべきで、二兆六千億くらい出して何ですか、そんなばかげたことはないですよ、どうですか。

○政府委員(田澤吉郎君) 中期経済計画から社会経済開発計画に変わった関係から、これは予算編成の当時非常に大きな問題になったのでございませう。公共投資を二兆六千億で押さえるのが至当かどうかというところが非常に問題になったわけですね。話のとおりでございませう。そこで電電公社の問題に關しましては、先ほど總裁からお話がありましたように、将来弾力的に電電公社については考えましようというところで話し合ひがついたわけだと思ひます。今後電電公社も十分な計画をつくつてもらつて、その計画にのつとつて郵政省としても十分あと押しをして、この計画の変更なりあるいは電電公社の内部の変更なりという問題を今後十分考へてまいらなければならぬと思つております。それに、さらに経済成長の問題は、今後五年後に一体どれくらい伸びるかというところは予想できないわけですね。ですから、電話の加入の度というものは、もつともつと伸びるかもしれませんし、そういう点の問題等もございませうので、今後電電公社としても十分これは内容的にもつと整備していただいて、この計画にどう対処していくかというところができましたならば、郵政省としても十分あと押しをしてまいりたいと、こう考へております。

○鈴木強君 これは次官、お話をすけれども、郵政省があと押しするということは当然です。まあ結局政府全体としての社会経済発展計画のわけですから、その成長率等についても政府の方針として定められるわけですから、金を出す面の大蔵省なりあるいは経済企画庁なりにおいて、電電公社なり郵政省の意思というものをきちつと認めない限りは、郵政省がなかなかやつても、それは御苦労はわかりませう努力はしてもらっているのだが、率直に言つて力が足りない。だからこゝろふうな千四百億なんて最低ですよ、借金だ、これは利息を払つて返す金です。公債のワクを認めることだつてしないのですから、そんなことではこれから二兆六千億を弾力的に運用するのでもやりますと云つてみたつて、それはこゝろだけの話であつて、われわれから見ると、たいへん失礼ですけれども従来の一十一年度の私の経験からすると、毎年各大臣が、来年はやりませうやつたためしがない、三分の一か四分の一しか予算がきていない。だからちよつとそういう答弁じゃわれわれ納得できないのですよ。もつと、閣議全体として電電公社に対して特別な、社会経済全体の先馳なんだから、だから経済成長の中では先行的に手をつけないと、経済計画というものは達成できない。会社をつくつたつて、電話がないのではどうにもならないのですから、そういう意味における協力態勢というものは国全体としてつくらないと、ただ単に郵政省の力だけではとうてい不可能ですから、そういう点をこゝろあなたから確答をどううといつたつてできないことだと思ひます。そういう問題が残るようなものをそももつとつたのだから、つづつて示したのだから、示したあとで追つかけていこうとしたつてなかなかさうはいかないですよ。単独にやるのは無理だ。そうなつてくると、公社のほうでは一生懸命やつてみたのだけれども拍子抜けがしてしまつて、気合ひ抜けがしてしまつた、そういう気持ちは率直に持っているのだらうし、従業員から見つて、そう無理するな、公社もつとマンマンデでもないじゃないか、電話なんというものは――電話なんというものはと言ひのほすまいけれども、電話だけがそんなに先走つていなくなつたつて、もう少しマンマン

デーに、全体的にやつたらどうかという気分をばくらは持っているのです。そんな無理して、資金を集めて、一個三十七万円かかるものを四十七年度にやらなくたつていいじゃないかという気持ちもほくらの中にはないことはない。そこへもつてきてまたこんなことが出てきたのだから、たいへんなことになつてしまつた。それならやはり計画というものは再検討していかなければならぬし、その場合には、公社として幾らやりたいと思つても、政府全体としての協力がなければできない。そうならば全体として延びていくであらう、こゝろふうな判断を持つのは、これは常識です。公社總裁として従来計画をにわかに五年延ばすなどということは、これは言えぬでしようけれども、しかし、そういう新しい条件の中で電電公社としては従来計画について、これではとても不可能なんだ。だから新しい経済計画に即応するような計画をもう一回、これは次官もおつちやつたように、つづつてもらわなければならぬと思ふ。これを調査会に答申するかしないか、これは別といたしましても、そういう新たな観点に立つてこの問題について取組まなければならぬ――新たな観点に立つてです。そういうことを私は言つてゐるので、その辺は、總裁、ぼくの言つてゐることについて何か矛盾がありますか。まことに妥協なことを言つてゐるのじゃないですか。

○説明員(米沢滋君) ただいまいろいろ御意見を伺ひまして、私たちといたしまして検討すると申し上げましたので、ただいまの御意見を十分参考にして検討したいと思ひます。

○鈴木強君 それから、次官からも一つ、さっき私は申し上げたのだが、政府全体としての強力なバックアップをつくつていくかしないかどめだと思ひますから、そういう意味において郵政省がしり押しをするのではなくて、そういう点で政府もそういう方針をつくつてもらふ。先に公社がそんなことを言わなくたつて、郵政省の大臣であれば、監督官庁であれば、そういうことはむずかし



くなっている状態はわかる、子供だつてわかるのだから、そういう点で、企画局長官どうしてくれるのだ、大蔵大臣どうしてくれるのだというのを先に言わなければ、公社つくっていい、そんななまぬるいことはだめなんだ。これは出たときにやらなければならぬ。職務怠慢とは言わぬけれども、もっと敏速に、電電公社を監督している郵政省としてはこういうものが出たけれども、いままでも承認してきた公社の計画から見ると非常に困るのだというところはいは、もつとばつとやるべきです。今度大臣の所管事項の説明を聞いたつて一つも触れていないし、触れていなければこんなことをあえて質問しませんよ。こういう大事な情勢の変化があつたにかかわらず触れていない。それは私はあんまり延ばしちゃうかぬと思うから、あえてこの問題について聞いたわけだ。そういう政府の取組むについても、政府がもつと積極的に前向きでやつてもらいたいと思ひます、どうでしょう。

○政府委員(田澤吉郎君) 先ほど電電公社総裁からお話がありましたように、今年度も電電公社の要求である百四十万普通電話、農集電話の二十万というものが完全に認められたということは、政府としても電電公社に非常に好意的である。ですから、今後も電電公社の一つの考え方が出てまいりますと、公共投資の最も先行しなければならぬものは電電公社の事業であるということも認識しているわけでございますから、今後そういう計画ができれば、それに即応していろいろ努力は払つてまいりたいと思ひますからよろしくお願ひします。

○鈴木強君 百四十万、二十万というものも、これは私が言ったように、内容的にはあなたに説明しない、数だけはあるけど百六十万になりまして、内容をくらんださい、そういう問題が残っている、これはひとつまた後の機会に伺いたいと思ひますが、時間もきよくなりなりましたので、あと一つ二つ伺ひますが、農村集団自動電話の普及対策について、四十二年から六年間に

百二十万つけるということになってますね。この百二十万個のうち、ことし二十万ですから、大体年平均二十万個つけていくということになっていふところですが、しかし、われわれが見ますと、年二十万つけたのでは相当の積滞がやはり残ると思ひます。そもそもこれは農村対策として優先順位とか何とかというのをなくして、百五十なり二百までまればすぐつけてあげますよというところで、公社はスタートしたのでしょう。ところが、いまわれわれが見ていますと、比較的御努力がうまいといつています。ただし、これからいよいよいふことでみな喜んでおるのだから、非常にこれは私は需要がふえると思ひます。そうすると、年間二十万といふふうになり当てられてしまつと、当初の申し込んだらすぐつけてあげますよといふ公社の掲げた政策といふのは、どこかに吹っ飛んでしまふのじゃないですか。これは申し込んで一年、二年積滞でつかないといふことになりまして、大きな政治問題になってきますから、そこらのところは、百二十万と需要を見込んでおるが、それで一体いのかどうかといふことが、新たな検討課題として出てくるのじゃないかといふこと、それが一つ。

それからもう一つは、農村集団自動電話によつて、農村における一般電話はこれで救済できるわけですから、需要の予測を立てた千七十万といふ前の計画の、その計画の中における千七十万といふものは、農村のやつは一体この中に入っているかどうか、それは別なんです。農村のほうは引いたものが千七十万であつて、農村は集団自動電話ですからこういうことではないのか、この点も念のために伺つておきたい。

○説明員(井上俊雄君) お答え申し上げます。一千七十万の長期補充計画の大綱で算定いたしました、四十二年度から四十七年度までの六カ年計画の中には、農村集団自動電話は全然別でございます。で、この別な理由は、農村集団自動電話の特殊性と申しますか、需要が非常に集中しているこ

ととか、あるいは地域内通話は、トラフィックの状況が地域内通話にウェイトがかかつておる、こういうようなことからして、一般加入電話とは別に需要の予測をして六カ年で百二十万、こういうふうにならざるを得ないと思ひます。

○鈴木強君 そこで、百二十万個という農村集団自動電話の数は全然あれですか、一応予定としてそのくらいあるだろうといふ予測を立てているのであつて、これが百五十万にならうが二百万にならうが、少なくとも公社が最初計画されたような当初の百五十個くらいか二百個になれば申し込んでやろうといふ考え方は変わつてないわけだから、かりに百八十万、二百万になつても需要は全部満たしてくれる、四十七年までは、そういうふうには理解してよろしいわけですね。

○説明員(井上俊雄君) この百二十万の予測は、予測の時点が現在でございます、約一年近く前になりますので、現状の需給関係は、先生の御指摘のとおり、必ずしもよくはないといふ面がございます。しかしながら、四十二年度、さらには第四次五カ年計画は、これから審議してきめていくわけですが、その計画の大きなウェイトといふものが、比較的農村地帯の電話の整備、いわゆる委託局等を中心とする部分に相当入つてまいりますので、そういったと、地域内の需要に比較的に限定されておると申しながらも、手動局に収容されておる加入電話の整備と関連して、農村集団自動電話の需要が変わつてくるという面もございす。したがって、現在では確かにやや農村集団自動電話の人数がよろしいわけでございますから、まあ完全に御希望のとおりはつけられないといふ面もございすけれども、そういうことが、四次計画の関連においてなお検討して、その農村集団自動電話の今後の五カ年計画の規模を再検討いたしたい、こう思つております。

○鈴木強君 わかりました。これは確かにそういうふうなことからこの情勢の変化の中で需要といふものはございす、これは比較的好いしやうと思ひますが、原則として、有線放送

電話なり農村集団自動電話というものが、今日農村の電話設備として脚光を浴びておるわけですが、いふならば農村集団自動電話が本来の電話なんです、そういうものを正しく伸ばしていくといふたてまえから立つても、需要に対してはこれを供給していくといふそういう原則を堅持してやつていただきたい。その際に、どうも建設能力がちょっとないから三カ月延びるとか一年延びるとかいうことのないように、そういう工率体制といふものをひとつ配意していただくことをひとつお願いしておきたいと思ひます。

それから電信のほうについては、これは非常に問題が多ございまして、すでに佐藤調査会が出しましたこの中の電報の赤字の点を見ても、一過当たり収入百円に対して支出が四百円、これは四十年九月二日の調査会のこの答申の当時だったと思ひます。ところが、やはり「電信・電話の現状と問題点」というのを拝見しますと、電報の赤字は、百円の収入に対して五百円の支出といふので、百円ふえております。これは一年か一年半か知りませんが、その間にいふすでにこの収支率といふものは悪化してきておるわけですから、こういう電信の赤字といふものが、第一次の調査会の答申を受けて見送られてきた、第一次の電報のほうだけはああいふ改正がなされたか。ところが、電報はそのまゝになつてきています。ですから、だんだん電信の赤字がふえて、いま収支率から見ると、五百倍ですかね、こういう悪化の状態にあるのですが、これらの点については、とりあえずどうこうといふようなことは、これは総裁考えられないのですから、もうやむを得ぬからしばらくそのまゝでいくと、もちろんそうだと思ひますが、何か合理化するつたつて、私はいろいろ調べてみたんですけれども、配達部門におけるもう少し合理化といふものは考えられるかもしれませんが、これもやはりサービスの低下といふことに関連しますから、その簡単にいきません。電報の場合、郵便と同じですから、電報は一々機械で配達するわけにはいかぬ。電話



○鈴木強君 これは田澤政務次官、こういうのを  
 ちゃんになったと思いますが、非常にPR等し  
 て、これだけではないのですけれども、いいので  
 すよ。わかりやすく非常に私はいと思うので  
 すけれども、こういうところを見ると、たとえは

いうわけです。この経営の内容についても少し合理化し、節約をするという部分が相当あるかといったら、これは私もいろいろ研究してみてもりますけれども、ほんとに日本の電信というものは高度に合理化しております。ですから、こ

の間でその分収率といいますが、回線の使用率をどうするかという問題がこじれておったのですが、せんだって大臣が私の質問のときに、ほかのことだと行ってちよつと答弁したことがあるのですが、それが正式にどうきまつて、いつからや

したように下げる。それから分収率については五〇、五〇でいくということに大体事務的に話を済ませまして、それぞれ国内手続がございますので、電電公社といたしましては、郵政大臣のほうへ認可を申請し、また琉球電電公社としては、琉球政

府あるいは米民政府のほうへ手続をとっておる次第でございます。したがって、これらの手続が終わりますれば、両者調印ということになるわけですが、大体われわれのめどというしましては、今月中に調印までこぎつけたい、こういうふうに考えておることでございます。

○鈴木強君 これまで最後ですが、ひとつ資料として営業局長、いままでの分取率によって、総体の電電公社の受け入れた額ですね。それから今度五〇、五〇にした場合に、それがどういふふうなるか、従来の実績からしたらどのくらいになるかというその資料をひとつ出していただけませんか。

それから最後のあれですが、電電公社の最近の施策の中で、身体障害者の雇用をやるといふことが世間に発表されて、これは非常に画期的なこと、私はそれだけでも身体障害者の全国の会長さんにお会いしましたときに、電電公社のこの新しい政策に心から拍手を送りまして、ありがたいうことだと言っておりました。ほんとうに私どもも、身体障害者のことについてはいろいろ頼まれますけれども、頭がうんとよくてもからだが不自由のために、面接試験をやりますとはねられる、民間の理工学部の数学科あたりを優秀な成績で卒業されて、しかも、上級試験が合格しておりまして、面接で全部はねられてしまうというよりなことが最近ありまして、私は、学働大臣ともかなり談判して、一つの問題は解決をしたんですが、やはり国の政策として、こういう点は五〇なら五〇を身体障害者を雇うという、そういうあたいたか政策がない限りは、またそれを推進しない限りにおいては、雇うほうから見れば、五体そろった人をどうしたって雇いたくなるものですが、そういう点、私は非常に身体障害者の皆さんが、政治の貧困といえますが、そういう面を嘆いておったんですが、新しい試みとしてこういう問題が出てきたことは非常にけっこうだと思っております。しかも、労使間においてこの話がまとまったというところで、なおさらけっこうだと思っております、敬意を表するのですが、そういうやさき

に、今度女ばかりの電報電話局をつくるという新しいアイデアが出てまいりましたね。これは電電公社は七万近い女子がおりますから、仕事の性格上、女子を大事にするというところは、これは当然のことだと思っておりますが、これは総裁、どうなんですか、こういうふうなアイデアを取り入れたというのは、何か特別、思いついたことがあったんですか。

○説明員(米沢滋君) たしか数年前でありましたか、参議院のこの通信委員会、女子をもっと活用したらどうだという御意見がその当時ございました。私もその当時、たしか技師長をやっておったと思うのでありますが、十分それについて積極的に検討したいと申し上げたわけでありまして、それが一つの契機でありまして、それから先ほど御指摘がありましたように、公社として七万近くの婦人の職員をかかえておられますので、それらの人たちに積極的に職場を広げていきたい。能力があってもいつまでも交換業務だけをやっておるというのじゃなくて、管理職に向く人もありますし、また、いろいろ専門的な能力を備えた方に対しては職場を与えていきたいと、そういう積極的な意味においてこれをやったわけでありまして、まあ先ほど一〇〇%女子だというわけではないんですが、やはり女子に不適な柱上作業等はやはりこれは男子がやらなきゃだめです、あるいはまた保守なんかで非常にエレクトロニクスの専門的な分野がありますから、そういう面におきまして男子が分担するものもあります。いずれにいたしましても、働く女性に對しまして大いに職場を広げて、意欲を出していただきたい、こういう意味から生まれたわけでありまして、

○鈴木強君 非常にけっこうな一つの人事管理だと思えますが、ただまあ女子ばかりというのはさうでしよ、いまも柱上作業とか保守関係とか、女子ではできない仕事は何名かいると思えますが、原則的に局長とかあるいは課長さんとか、そういう人たちが女子でやるというふうに私たちが承っているんですが、新聞で見ると。そうなる

と女子の社会的な地位の向上なり、また全体としての女子に対する士気向上といえますか、そういう面から言って非常にいいことだと思うのです。が、私は、ただ単にそういう局をつくったからそれでいいというのではなくて、やはり総裁、非常にいいところに目をつけたわけなんだから、そういう考え方を、男子が局長であつても次長であつても、そういう中にたとえは女子の次長を採用するとか、あるいは局長を採用するとか、そういうところまでやはりもう一歩いかぬと意味がないと思ふのですか。

それからいま公社では、大学を卒業した女子を採用してないでしよ。採用してないですね。そういうことは、これとの関係では何か考えているんですか。過去何か大学出の女子を採用した事ですか。そういう点は非民主的なんだな。女子を採用しないという点、これはNHKなんかもそう。アナウンサーを除いては採用せぬという、ちよつと官僚的な、非民主的なところがあるんですけれども、そういうところがちよつと気になるんですから。だから、もう少し女子なんかだつて、大学卒業生を採用するとか、そういうような点も考えなきゃ、局長になったのが高校卒業だと困るでしよ。それはどうなんですか。

○説明員(米沢滋君) 最初の、女子をもっと男子の局長のもとでも課長に活用しろというのは、適任者があればとんどんやりたいと思つて、それから次の、大学の問題につきましては、私ちよつと保留させていたしまして、別途検討をいたしたいと思つてます。

○鈴木強君 いま雇ってないことは間違いないですね、採用してないという点、女子は、

○説明員(秋草篤二君) 雇っていることは雇つております。大学卒業の女子というものはございまして、

○鈴木強君 それは短期大学の卒業生で、秘書的な立場に採用されるものであつて、四年制の大学を出た人たちは試験をやりますね、一年に一べん、大学卒業生の試験を。その中には、採用条件

の中に女子はいないでしよ。それは間違いないですね。どうなんでしよ。

○説明員(秋草篤二君) 短大はもちろん採用しておりますけれども、四カ年の正規の大学は、私どもに現在おることはあります。ただ先生が御指摘のように、昨今採用を控へ目にしておるといふような段階で、過去においては採用しておりました。また現在在りつぱに活躍しておる人もおるわけですが、

○鈴木強君 だから、過去には採用したのだから、途中でやめてしまったのでしよ。それはどうも管理職に女子をするのはちよつと不向きじゃないだらうかと、これなどもたくさんありますからね。そういうような考え方から四年制の本科といひますかね、正規の大学卒業生についての採用を差しとめておると思ふのですけれども、私はやはり、女子の門戸を開きようということじゃなくして、公社の場合は、かなり第二学部だとかあるいは夜間の定時制についてもやはり優秀なやつについては、試験を受けさせておきますね。ぼくはいいことだと思ふのです、むしろそういうことは。だから大学卒業生に限つて採用を見合せておることはちよつとふに落ちないで、将来女子だけの——女子だけということではない、局長から女子にするということになりますと——過去五年か六年先に採用したのは、それはおるかと思つて、また中途における大学卒業生というものがいなくなるわけですね。ですから、短大でもいいのじゃないかという意見もあります、まあ何名かはやはり女子にふさわしい仕事もあるでしよ、また女子だつて相当の管理能力を持った人もいますから、そういう意味では門を閉ざしたやつを、もう一回門を開いて、あけてみたらどうか、そういう点をやはり女子の電報電話局をつくるという点とからみ合せて考えていただかないと、希望を持つ人たちに何かひとつさういふ点で割り切れない点もあるかと思つて、これはひとつきまつてなければ大いに検討していただいて、できれば私どもの要望に沿うようにしてもらいたいと思ふのです。

それからもう一つ、身体障害者の場合でも、高校卒業生に限っておりますが、あれは、そうでしたらその点も大学卒業生もその中に入れるようにしていただけないか。これは副総裁、どうでしょうかね。

○説明員(秋草篤二君) 女子大学の卒業生の採用につきましても、確かに総裁が、しばらくお答えを保留させていただきたいと申しましたように、ただいまの女子大学の将来の問題がどういふふうに出るか、これは非常にいろいろな意味で興味もあり、また検討する材料だと思えます。こういうものも、先生のいまの御質問も勘案しましてひとつ十分検討していける問題だと思えます。また、これらいろいろいけばまた女子大学生の採用なども考えられる余地はあると思えます。いまのところ、そういう点非常に重要な問題でございまして、女子局のこれからの見通しを十分注意していきたい、こういうふうにお思っております。

それから身体障害者につきましては、私、大学卒業生の身体障害者とかいう区別はないと思っておりますが、現実には身体障害者につきましては、新規採用という意味でやっておるわけではございせん。もちろん新規採用もいけなくわけではございせんが、いま世間でかなり卒業して身体障害者のために職がないというふうな人もたくさん申し込みが来ております。こういうものも入れる前提でやはり考えております。したがって、まして、身体障害者について、新規採用は一切やらないという原則をきめたわけではございせん。

○鈴木強君 それから管理者に女子を使うということの方針は、とりあえず幾つかやって、将来各府県に一つくらいは局はそういうふうな女子が中心になってやる局をつくるという方針ですか。とりあえず一通信局に一つくらいの方針でいくのですか。そういう点は、将来のこの点に関する展望はどうですか。

○説明員(秋草篤二君) まだまだとてもそういう長期の計画などもできておりませんので、ようやく全国三カ所選んで、ひとつ試験的にやってみよう

うということとで、この結果を見て、十分またいろいろな効果等を見きわめた上であとのことを考えていきたいと思えます。

○委員長(野上元君) 他に御発言もなければ、本件に対する御質疑は、本日はこの程度にいたします。

次回の委員会は、公報をもってお知らせすることにして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。  
一、簡易郵便局法改正に関する諸願(第五三七号)(第五七四号)  
一、長野県内に民間テレビ局増設に関する諸願(第五四七号)

第五三七号 昭和四十二年三月二十日受理  
簡易郵便局法改正に関する諸願

請願者 富山県射水郡大門町大門新五二大  
門中町簡易郵便局内 正橋貞子  
紹介議員 櫻井 志郎君

特定郵便局制度調査会の答申に強く要望されているとおり、簡易郵便局法を改正し、すみやかに左記事項の実現を図られたい。

一、受託者の範囲を個人にまで拡大すること。  
二、各種手数料を大幅に引き上げ、かつ最低保障をすること。

(最低保障二万円以上、各種取扱手数料一万三千円以上、計三万三千円以上にすみやかに引き上げること。)

三、事務担当者の身分を保障すること。  
(身分を国の嘱託とし、郵政職員に準ずる者として共済制度等の恩典に浴するようになること。)

四、郵政業務の全般を取り扱うようにすること。

理由 一、前記四事項の実現については、過去十八年の長きにわたり、全国の受託者が諸願陳情し続け

てきたものの中で、とくに先般の特定郵便局制度調査会の答申において強く要望されたものである。

二、全国簡易郵便局のうち事務取扱者個人の責任で運営している局が全局数の五分の四以上に達しており、またそれ等の局の業務成績がきわめて優秀である実態に徴し、簡易郵便局の真価を発揮するためには、郵政事業を正しく認識し、その運営に熱意と責任を有する適格者にも受託させるようされたい。

三、簡易郵便局の一局あたり運営費は全国平均月額四万八千六百五十一円(昭和四十一年七月現在)を要するにもかかわらず、手数料は全国平均月額二万一千五百円、よりよくその半額にも達しない程度であり、不足額は受託者並びに事務取扱者の犠牲でまかなわれている。現下の一般給与水準並びに物価指数等から勘案し、特定郵便局職員の待遇等とも比較して、三万三千円以上をすみやかに実施されたい。

四、簡易郵便局の事務担当者は国の重要な公務に専念しているのに、その身分はきわめて不安定で常に失職の脅威にさらされており、またなんらの厚生福祉の恩典もない。

五、簡易郵便局に郵政業務の全般を取り扱わせな

ため、住民は著しく不利不便を感じている。そのため特定局昇格問題も起こっている有様であるから、その取扱件数のいかににかかわらず、全簡易郵便局に現行取扱事務の外、積立貯金及び恩給、各種扶助料、各種年金等の支払い並びに電話料金、国税、各種保険料の受入れ等、郵政事業の役務全般を取り扱わせるようされたい。

第五七四号 昭和四十二年三月二十三日受理  
簡易郵便局法改正に関する諸願

請願者 三重県松阪市大字笹川二、二〇五  
松阪第一農業協同組合長 福田勘

四郎  
紹介議員 井野 碩哉君

この諸願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第五四七号 昭和四十二年三月二十二日受理

長野県内に民間テレビ局増設に関する諸願

請願者 長野市妻科長野県議会議長 尾崎秀男

紹介議員 羽生 三七君

長野県民二百方は、久しく民間放送テレビ局の複数を待望してきたが、今や諸般の情勢も整い、その機運も十分できあがったので、特に地元尊重の方針のもとに、すみやかに県内に民間放送テレビ局を増設されたい。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共放送の中立性を守るための財政制度に関する諸願(第五七五号)

一、簡易郵便局法改正に関する諸願(第五九六号)(第五九七号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)(第六一二号)(第六一三号)(第六一四号)(第六一五号)(第六一六号)(第六一七号)(第六一八号)(第六一九号)(第六二〇号)(第六二一号)(第六二二号)(第六二三号)(第六二四号)(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三一号)(第六三二号)(第六三三号)(第六三四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六四一号)(第六四二号)(第六四三号)(第六四四号)(第六四五号)(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)(第六四九号)(第六五〇号)(第六五一号)(第六五二号)(第六五三号)(第六五四号)(第六五五号)(第六五六号)(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二号)(第六六三号)(第六六四号)(第六六五号)(第六六六号)(第六六七号)(第六六八号)(第六六九号)(第六七〇号)(第六七一号)(第六七二号)(第六七三号)(第六七四号)(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇二号)(第七〇三号)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一号)(第七一二号)(第七一三号)(第七一四号)(第七一五号)(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二一号)(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一号)(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)(第七五一号)(第七五二号)(第七五三号)(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(一〇〇〇号)

第五七五号 昭和四十二年三月二十四日受理  
公共放送の中立性を守るための財政制度に関する諸願

請願者 愛媛県松山市紅葉町六ノ六湯渡寮  
内 村上勲外十四万八千六百十八

名 紹介議員 鈴木 強君

公共放送の中立性を守るための財政制度としては、現状においては受信料制度よりすぐれたものはなく、この言論保障制度ともいべき受信料制

度を政府の側から単に物価問題の対象として一方的に変更することはもつとつしむべきであるから、NHKのラジオ受信料廃止に反対である。

理由

政府は十二月二十七日、物価引下げのひとつとしてNHKのラジオ受信料を無料にすることを明らかにしたが、これは大きな危険をはらんでいる。放送の世論に及ぼす影響の大きさを思うとき、政府や広告主の意向に左右されることのない公共放送が存在する必要がある。受信料の廃止は、言論の自由をおびやかすことになる。

第五九六号 昭和四十二年三月二十四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 大分県南海部郡直川村横川簡易郵便局内 村上美

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第五九七号 昭和四十二年三月二十四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 岐阜県古川郡古川小鷹利簡易郵便局内 池田善平外一名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六〇一号 昭和四十二年三月二十七日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 静岡県富士市神谷町須津簡易郵便局内 後藤博

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六〇二号 昭和四十二年三月二十七日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡広見町大字小松三島簡易郵便局内 松浦ヌイ子

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六〇三号 昭和四十二年三月二十七日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山口県大島郡久賀町大字松野久賀農業協同組合長 松宮春照

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六〇四号 昭和四十二年三月二十七日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 岐阜県加茂郡白川町三川簡易郵便局内 伊佐治茂

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六〇五号 昭和四十二年三月二十七日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 石川県鳳至郡能登町宮地宮地簡易郵便局内 中田俊夫

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六〇六号 昭和四十二年三月二十七日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 北海道美瑛市大通南七丁目美瑛大通簡易郵便局内 沢田孝夫

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六〇七号 昭和四十二年三月二十七日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 高知県高岡郡中土佐町矢井賀簡易郵便局内 戸田正吉

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六〇八号 昭和四十二年三月二十八日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)

請願者 奈良県吉野郡大淀町畑屋畑屋簡易郵便局内 植田美津子外三名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六三四号 昭和四十二年三月二十八日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)

請願者 富山県下新川郡入善町桐山桐山簡易郵便局内 池原常治外三名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六三五号 昭和四十二年三月二十八日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 北海道帯広市愛国町愛国簡易郵便局内 上田三郎

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六三六号 昭和四十二年三月二十八日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 茨城県那珂市西塚原町九三八殿山簡易郵便局内 薄井重夫

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六三七号 昭和四十二年三月二十八日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山梨県甲府市古府中町相川簡易郵便局内 山村登喜夫

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六三八号 昭和四十二年三月二十八日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 鹿児島県垂水市中俣町中俣簡易郵便局内 後迫昭典

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六九三三号 昭和四十二年三月二十八日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 宮崎県都城市喜瀬原町八ノ三一万城簡易郵便局内 岡元兼宝

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七〇五号 昭和四十二年三月二十九日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛知県岡崎市下青野町字本郷二〇岡崎市六ツ美農業協同組合長 野村睦美

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七〇六号 昭和四十二年三月二十九日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 奈良県吉野郡下市町大字新住新住簡易郵便局内 岸本民代外一名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七〇七号 昭和四十二年三月二十九日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(三通)

請願者 広島県山県郡戸内町寺領農業協同組合長 佐々木京一外二名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七〇八号 昭和四十二年三月三十日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛媛県越智郡大三島町野々江野々江簡易郵便局内 藤原律子

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七〇九号 昭和四十二年三月三十日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 長野県上高井郡高山村高山牧簡易郵便局内 黒岩信江  
紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七一〇号 昭和四十二年三月三十日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 北海道常呂郡佐呂間町若里簡易郵便局内 金子富治  
紹介議員 高橋雄之助君  
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七一一号 昭和四十二年三月三十日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宮石町宮石簡易郵便局内 磯谷清  
紹介議員 柴田 栄君  
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七一二号 昭和四十二年三月三十日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 大分県大野郡三重町久部簡易郵便局内 首藤忠良外二名  
紹介議員 村上 春蔵君  
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第六三二号 昭和四十二年三月二十八日受理  
長野県内に民間テレビ局増設に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会内 市村郁夫外一名  
紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第五四七号と同じである。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

一、昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項本文を次のように改める。

簡易生命保険においては、被保険者一人につき、保険金額が百五十万円をこえてはならず、かつ、特別養老保険以外のものの保険金額が百万円をこえてはならない。

第十七条第二項中「五万円」を「十万円」に改める。

第三十一条第一項中「又は第三者」を「若しくは第三者」に改め、「死亡したとき」の下に「又は法定伝染病を直接の原因として死亡したとき」を加え、同条第二項第一号中「疾病」の下に「法定伝染病を除く。」を加える。

第三十七条の三第一号中「満了する前」の下に「であつて当該配偶者について保険金の支払の事由が発生する前」を加える。

第四十五条第一項中「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。以下この項において同じ。)」を削り、「かつた疾病」の下に「家族保険の保険契約において、第七條の二第二項若しくは第三項の規定により被保険者となつた者又は第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者については、その被保険者となつた日以後(復活した保険契約において、その復活の効力発生前に被保険者となつた者については、その復活の効力発生後)において受けた傷害又はかつた疾病」を加え、同条第二項中「第三十四條第一項第二号」を「同項第三号中「主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死亡しているとき又は主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したとき」とあるのは「主たる被保険者(主たる被保険者が死亡しているとき又は主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、

その配偶者)。ただし、その配偶者が保険金を請求する前に死亡したとき」と、同項第四号ただし書中「被保険者たる他の子」とあるのは「保険金の支払の事由たる傷害又は疾病に係る被保険者たる子(その被保険者たる子が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる他の子)」と、第三十四條第一項第二号」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険金額の最低制限額については、なお従前の例による。

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案  
昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案  
(趣旨)  
第一条 この法律は、昭和二十二年十二月三十一日以前に効力が発生した郵便年金契約(以下単に「年金契約」といふ。)につき年金の支払に代わる特別一時金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(特別一時金の支給)  
第二条 年金契約に係る年金受取人(年金支払の事由が発生した年金受取人又は年金継続受取人)は、昭和四十三年一月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間に、国に対して当該年金契約を消滅させる旨の申出をすることができ、

2 前項の申出は、その到達前に、これを発した者が死亡したときは、その効力を生じない。

3 第一項の申出があつたときは、当該年金契約は、その申出があつた時にその効力を失う。この場合においては、郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第二十七條の規定は、適用しない。

4 前項の規定により年金契約がその効力を失つたときは、その効力を失う際ににおける当該年金契約に係る年金受取人(年金継続受取人が第一項の申出をした場合にあつては、当該年金継続受取人)に特別一時金を支給する。

(特別一時金の額)  
第三条 特別一時金の額は、年金繰上支払金、分配金繰上支払金(定期年金の年金契約に限る。)及び特別付加金の額の合計額とする。

2 年金繰上支払金の額は、次の各号に掲げる年金契約の区分に従い、当該各号に掲げる額(前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、昭和四十三年一月一日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額)とする。

一 即時終身年金の年金契約又は据置終身年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生しているもの  
昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に對應する平均余命の年数(昭和四十一年に厚生省が発表した第十一回生命表によるもの)とし、その年数に一年に満たない端数があるときは、その端数は一年に切り上げる。以下同じ。

二 据置終身年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生していないもの  
年金受取人の年金支払開始年齢に對應する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額(当該年金契約につき前条第一項の申出がなかつたときは、年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相當する額を差し引いた残額)

三 保証期間附即時終身年金(以下「保証即時年金」といふ。又は保証期間附据置終身年金(以下「保証据置年金」といふ。))の年金契約  
昭和四十二年十二月三十一日以前において保証期間が満了しているもの  
昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に對應す



る平均余命の年数を年金額に乗じて得た額

四 保証即時年金の年金契約又は保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生しているものであつて、同日以前において保証期間が満了していないもの（次号に掲げる年金契約を除く。保証期間内に支払うべき年金に相当する額から同日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額との合計額

五 保証即時年金又は保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金継続受取人が年金の支払を受けるに至つていないもの 保証期間内に支払うべき年金に相当する額から同日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

六 保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生していないもの 保証期間内に支払うべき年金に相当する額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額との合計額（当該年金契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

七 定期年金の年金契約 年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額から昭和四十二年十二月三十一日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

三 同時に掛金の払込みをすべき保証据置年金の年金契約で昭和四十二年四月一日以後において掛金の払込みがあつたものについての年金繰上支払金の額は、前項の規定にかかわらず、同年三月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額を基礎として同項第四号から第六号までに

掲げる区分に従い当該各号に掲げる額を計算して得た額にそれぞれ同年四月一日以後において払込みがあつた掛金に相当する額を加えた額（前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、昭和四十三年一月一日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額）とする。

4 分配金繰上支払金の額は、定期年金の年金契約における年金支払期間が満了したとすれば郵便年金法第三十一条及び郵便年金約款（昭和二十四年郵政省告示第六号）第百十三条の規定により分配すべき剰余金に相当する額とする。

5 特別付加金の額は、年金契約の年金額（第三項に規定する年金契約にあつては、昭和四十二年

別表

| 年金額                 | 契約年           | 区分             |
|---------------------|---------------|----------------|
| 二〇〇〇円未満             | 大正一五年から昭和五年まで | 昭和一六年から昭和二〇年まで |
| 二〇〇〇円以上五〇〇〇円未満      | 二、六〇〇円        | 二、四〇〇円         |
| 五〇〇〇円以上一〇、〇〇〇円未満    | 三、五〇〇円        | 三、三〇〇円         |
| 一〇、〇〇〇円以上二〇、〇〇〇円未満  | 四、四〇〇円        | 四、二〇〇円         |
| 二〇、〇〇〇円以上三〇、〇〇〇円未満  | 五、三〇〇円        | 五、一〇〇円         |
| 三〇、〇〇〇円以上四〇、〇〇〇円未満  | 六、二〇〇円        | 六、〇〇〇円         |
| 四〇、〇〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満  | 六、二〇〇円        | 五、八〇〇円         |
| 五〇、〇〇〇円以上六〇、〇〇〇円未満  | 六、七〇〇円        | 六、五〇〇円         |
| 六〇、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円未満  | 六、七〇〇円        | 六、三〇〇円         |
| 七〇、〇〇〇円以上八〇、〇〇〇円未満  | 六、七〇〇円        | 六、三〇〇円         |
| 八〇、〇〇〇円以上九〇、〇〇〇円未満  | 六、七〇〇円        | 六、三〇〇円         |
| 九〇、〇〇〇円以上一〇〇、〇〇〇円未満 | 六、七〇〇円        | 六、三〇〇円         |
| 一〇〇、〇〇〇円以上          | 六、七〇〇円        | 六、三〇〇円         |

年三月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額）及び年金契約の効力が発生した日の属する年（以下「契約年」という。）の区分に応じ別表に定める額とする。

（控除支払）

第四条 特別一時金を支給する場合において、当該年金契約に關し未払掛金、貸付金その他國が弁済を受けるべき金額があるときは、支給金額からこれを控除する。

（正規の支払）

第五条 特別一時金をこの法律及びこの法律に基づき、郵政省令に定める手続によつて支払つたときは、その支払は有効とする。

（時効）

第六条 特別一時金を受ける権利は、五年間行な

われないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡等の禁止）

第七条 特別一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さへる場合は、この限りでない。

（郵政省令への委任）

第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、郵政省令で定める。

附則

この法律は、昭和四十三年一月一日から施行する。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法改正に關する請願（第七四八号）（第七四九号）（第七六三三号）（第七六七七号）（第七六八八号）（第七六九号）（第七七〇号）（第七七九六号）（第七七七号）（第七七八号）（第七八〇六号）（第七八〇八号）（第七八〇九号）（第七八一〇六号）（第七八一八号）（第七八二二号）（第七八二四号）（第七八二五号）（第七八四二号）（第七八四三三号）（第七八四四号）

号（第八一一号）（第八一二号）（第八一三三号）（第八一八号）（第八一九号）（第八二二二号）（第八二三号）（第八二四号）（第八二五号）（第八四二二号）（第八四三三号）（第八四四号）

簡易郵便局法改正に關する請願（四通）

請願者 長崎県南松浦郡有川町太田郷太田 郷簡易郵便局内 川上福雄外三名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七四八号 昭和四十二年三月三十一日受理

第七四九号 昭和四十二年三月三十一日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 群馬県碓氷郡松井田町九十九簡易郵便局内 小林仲次郎

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七六三号 昭和四十二年三月三十一日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 宮城県黒川郡大和町鶴巻大平 早坂庄之助外一名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七六七号 昭和四十二年四月一日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 宮城県東諸郡国富町十日町簡易郵便局内 井戸川重敏外二名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七六八号 昭和四十二年四月一日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)

請願者 鳥取県東伯郡東伯町八橋東簡易郵便局内 伊藤敦子外四名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七六九号 昭和四十二年四月一日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(三通)

請願者 岐阜県益田郡金山町下原簡易郵便局内 千田治外二名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七七〇号 昭和四十二年四月一日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 新潟県三島郡寺泊町法崎簡易郵便局内 大野信

紹介議員 那 祐一君

局内 本合三津吉  
紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七九六号 昭和四十二年四月三日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(一通)

請願者 石川県七尾市三室町三室簡易郵便局内 柏崎太一外一名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七九七号 昭和四十二年四月三日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 茨城県那珂郡山方町盛金簡易郵便局内 根本孫次外一名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第七九八号 昭和四十二年四月三日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山形県酒田市六ツ新田村六ツ新田簡易郵便局内 土井武雄

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八〇六号 昭和四十二年四月三日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 福井県三方郡美浜町新庄新庄簡易郵便局内 高木春雄

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八〇八号 昭和四十二年四月四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡河内村長竿簡易郵便局内 大野信

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八〇九号 昭和四十二年四月四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 三重県一志郡一志町大井簡易郵便局内 山本卓郎

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八一〇号 昭和四十二年四月四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 大分市大字里宮下小佐井簡易郵便局内 大平貞喜

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八一一号 昭和四十二年四月四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 奈良県橿原市見瀬町見瀬簡易郵便局内 島田富子外一名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八一二号 昭和四十二年四月四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山形県北村山郡大石田町大石田町簡易郵便局内 長 高桑喜之助

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八二三号 昭和四十二年四月四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 福島県相馬郡飯館村小宮簡易郵便局内 高橋市平

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八一八号 昭和四十二年四月四日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町妹川簡易郵便局内 矢羽田さとみ

簡易郵便局法改正に関する請願  
請願者 福岡県粕屋郡篠栗町城戸簡易郵便局内 藤野福子

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八一九号 昭和四十二年四月五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 兵庫県赤穂市坂越町赤穂西簡易郵便局内 西本与三太郎

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八二二号 昭和四十二年四月五日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 広島県三原市西野町三原西野町簡易郵便局内 泰美枝外一名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八二三号 昭和四十二年四月六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 徳島県阿南市津乃峰町長浜阿南津乃峰簡易郵便局内 谷マスノ

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八二四号 昭和四十二年四月六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 宮城県小山市大字堤三松簡易郵便局内 徳田実

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八二五号 昭和四十二年四月六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町妹川簡易郵便局内 矢羽田さとみ

紹介議員 森部 隆輔君  
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八四二号 昭和四十二年四月六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願  
請願者 茨城県水海道市内守谷町内守谷簡  
易郵便局内 染谷義春  
紹介議員 中村喜四郎君  
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八四三号 昭和四十二年四月六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願  
請願者 広島県三原市中之町三原中之町上  
簡易郵便局内 郷田勝登  
紹介議員 重政 庸徳君  
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第八四四号 昭和四十二年四月六日受理  
簡易郵便局法改正に関する請願  
請願者 長崎県松浦市星鹿町青島簡易郵便  
局内 辻川熊助  
紹介議員 達田 龍彦君  
この請願の趣旨は、第五三七号から左の一項目を  
削除したものと同じである。  
一、受託者の範囲を個人にまで拡大すること。

第三号中正誤

|        |        |         |
|--------|--------|---------|
| ベシ 段 行 | 誤      | 正       |
| 七二ニ    | ありますが  | ありますか   |
| 九四ニ    | オーストリア | オーストラリア |
| 三二ニ    | インド洋   | インド洋    |

第四号中正誤

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| ベシ 段 行 | 誤     | 正     |
| 七二ニ    | 冒読    | 冒瀆    |
| 九三ニ    | 明後年   | 明年    |
| 三二ニ    | 管理    | 監理    |
| 一四ニ    | 放送    | 放送法   |
| 一五ニ    | しなければ | しなければ |
| 三三ニ    | ようにする | ようになる |
| 八二ニ    | 折衝    | 折衝    |
| 四九ニ    | 慎重    | 慎重に   |



昭和四十二年四月二十四日印刷

昭和四十二年四月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局